

第5期甲佐町障がい者計画
第7期甲佐町障がい福祉計画
第3期甲佐町障がい児福祉計画

～ 障がいのある人もない人も共に支え合い助け合うまち こうさ ～



令和6年（2024年）3月
甲佐町

はじめに

国際社会においては、平成18年12月、国連で「障害者権利条約」が採択、平成20年5月に発効され、令和4年6月現在、185の国と地域で締結されています。

一方、国においても、この条約の批准に向け、国内法の整備を行い、平成26年1月に障害者権利条約を批准されました。現在はこの条約の完全実施に向けた取組強化や国際協力が一層推進される等、近年、障がいのある方々を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

さて、昨年5月には新型コロナウイルスが5類に引き下げられ、本町のイベントである、あゆまつりや産業文化祭におきましても、以前のにぎわいが戻ってきたように感じます。今後も町内のイベントの充実はもちろん、誰もが住みたいと思えるまちづくりを目指し、努めなければいけません。

障がい者施策の分野では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめ、令和3年5月には「障害者差別解消法」の改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和4年5月には、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として「障害者情報アクセシビリティ推進法」が制定されました。

本町では、平成30年度に「第4期甲佐町障がい者計画」(計画期間:平成30年度～令和5年度)を策定し、令和3年度に「第6期甲佐町障がい福祉計画・第2期甲佐町障がい児福祉計画」(計画期間:令和3年度～令和5年度)を策定し、障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

今回、上記の計画期間が終了するため、新たに「第5期甲佐町障がい者計画・第7期甲佐町障がい福祉計画・第3期甲佐町障がい児福祉計画」を策定しました。今後この計画に基づき、障がいのある人もない人も、支え合い、励まし合い、見守り合い、共に生きるまちづくりの実現に向けたさまざまな取り組みを推進していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力・ご協力いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート等で多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

甲佐町長 甲斐 高士

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の概要	2
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の期間	3
3. 計画の対象者	3
4. 計画策定体制	3
5. 計画策定に関する国の動向	5
6. その他の障がい福祉に関する動向	6
第3章 甲佐町の障がい者を取り巻く現状	8
1. 人口推移	8
2. 障がい者の状況	9
第2部 障がい者計画	14
第1章 計画の基本構想	14
1. 基本理念	14
2. 施策体系	14
第2章 各施策の方向性	15
1. 安全・安心な生活環境の整備(基本目標①)	15
2. 防災、防犯等の推進(基本目標②)	21
3. 障がいに対する理解と交流の促進(基本目標③)	25
4. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進(基本目標④)	33
5. 保健・医療の推進(基本目標⑤)	45
6. 雇用・就業、経済的自立の支援(基本目標⑥)	50
7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進(基本目標⑦)	56
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	60
第1章 成果目標と活動指標	60
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	60
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	61
3. 地域生活支援の充実	62
4. 福祉施設から一般就労への移行等	63
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	64
6. 相談支援体制の充実・強化等	65

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	66
8. 発達障がい等に対する支援	67
第2章 サービス等の見込みと確保方策	68
1. 障がい福祉サービスの見込み	68
2. 障がい児向けサービスの見込み	73
3. その他(定量的な目標)の見込み	76
4. 地域生活支援事業の見込み	76
第4部 計画の推進	83
1. 計画推進のために	83
2. 計画の進行管理・評価	83
第5部 資料編	84
1. 委員名簿	84
2. 用語集	85

障がいの表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「災い」という意味があり、「有害」、「被害」等、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、不快感を覚えたりする等、人権尊重の観点からも好ましくないとの意見があります。本計画においては、少しでも否定的でマイナスなイメージを和らげるため、法令や条例などの名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」として表記します。

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の背景

近年、障がい者の高齢化、重度化、精神疾患患者の増加など、障がい者施策のニーズは多様化しています。障がい者施策にかかわる主な関連法令の成立・改正が多くあり、障がい者を取り巻く環境は、大きく変化を迎えています。

直近では、平成30年3月に国の「障害者基本計画(第4次)」が策定され、障がい者は必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であると捉え、基本的な考え方や方向が示されました。

また、平成30年4月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。また、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

本町においては、平成30年度に「第4期甲佐町障がい者計画」(計画期間:平成30年度～令和5年度)を、令和3年度に「第6期甲佐町障がい福祉計画・第2期甲佐町障がい児福祉計画」(計画期間:令和3年度～令和5年度)を策定し、障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

この度、これらの計画の期間が終了することを受けて、計画に基づく取り組みの現状と残された課題を検証しつつ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第5期甲佐町障がい者計画・第7期甲佐町障がい福祉計画・第3期甲佐町障がい児福祉計画」を策定することとしました。

第2章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は、「児童福祉法」第33条の20に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるされており、本町においては、3つの計画を一体的に策定するものとします。

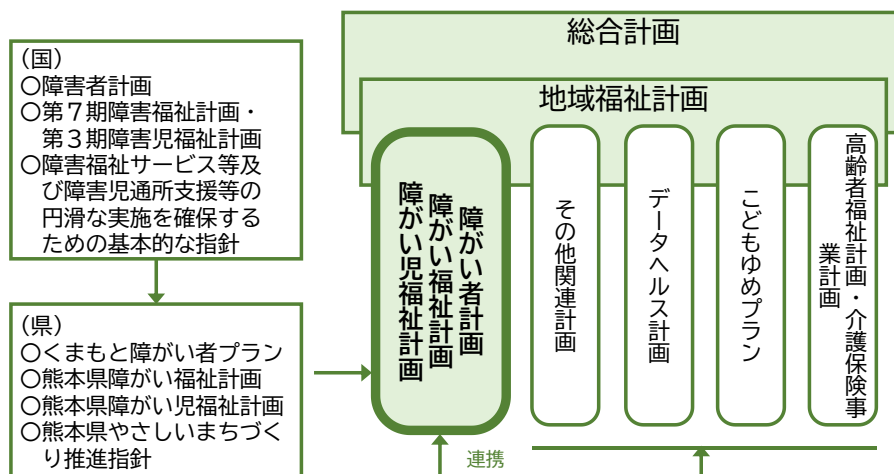
【根拠法令・計画の性格】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項（平成23年8月5日一部改正）	障害者総合支援法第88条（平成25年4月1日施行）	児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）
計画の性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児福祉サービス等の提供体制を確保するための計画

(2) 本町の計画体系における位置づけ

本計画は、甲佐町総合計画の分野別計画として位置づけられます。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画等との整合を図りつつ、障がい福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

【計画体系】



2. 計画の期間

「障がい者計画」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間としています。「障がい福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

【計画期間】

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
障がい者計画	第4期（H30～）			第5期（本計画）					
障がい福祉計画	第6期			第7期（本計画）			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期（本計画）			第4期		

3. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、「障害者総合支援法」第4条に規定された以下の方々です。

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

4. 計画策定体制

（1）策定委員会の設置

計画策定にあたっては、保健福祉分野の関係機関・団体の代表や学識経験者、行政関係者等で構成する「第5期甲佐町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、計画案に対して様々な立場からご意見等を頂きます。

（２）アンケートの実施

本計画の策定に先立ち、現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、障がい者・障がい児のおかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

●調査地域：甲佐町

●調査対象：甲佐町において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び（18歳未満の場合）障がい児通所支援を利用している方

●調査方法：郵送による配布・回収

●回収期間：令和5年7月10日～令和5年8月21日

●配布数・回収数

	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者（18歳以上）	702票	330票	47.0%
障がい児（18歳未満）	61票	27票	44.3%

●調査結果利用上の注意点

- ・回答率は百分比の小数点2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・数表、図表、文中に示すnは、回答率算出上の基数（標本数）です。

n＝該当数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）

- ・2つ以上の選択肢を合計して表している比率については、各選択肢の基数（標本数）の合計をもとに算出しているため、選択肢個々の回答率の合計とは、必ずしも同じにならない場合があります。

（３）事業所の意見把握

サービス提供事業者の事業の状況や今後の事業展開、障がいのある人の現状などを把握し、計画の基礎資料とすることを目的として事業所アンケートを実施しました。

●調査地域：甲佐町

●調査対象：町内サービス提供事業所 7事業所

●調査方法：郵送による配布・回収

●配布数：7票

●有効回収数：7票

5. 計画策定に関する国の動向

障がい者計画	
障害者基本法の改正(平成23年8月)	
○目的と理念の改正・強化 ・ 基本的人権の尊重 ・ 障がい者、障がいの定義の見直し ・ 地域における共生社会の実現	○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 ・ 療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等
第5次障害者基本計画の策定(令和5年3月)	
○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進	○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	
障害者総合支援法の施行(平成25年4月)	
○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し	
基本指針の改正(令和5年5月)	
○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ○発達障がい者等支援の一層の充実 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○障がい者等に対する虐待の防止	○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○障がい福祉サービスの質の確保 ○障がい福祉人材の確保・定着 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定 ○障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ○その他：地方分権提案に対する対応
障害者総合支援法の改正(令和6年4月)	
○障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ○障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ○データベース（DB）に関する規定の整備	
児童福祉法の改正(令和6年4月)	
○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・ 児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化 ・ 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化	

6. その他の障がい福祉に関する動向

障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)
○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定
障害者差別解消法の施行(平成28年4月)
○障がい者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・国、地方自治体による「合理的配慮」の義務化
障害者文化芸術活動推進法の施行(平成30年6月)
○文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
ユニバーサル社会実現推進法の施行(平成30年12月)
○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指す
読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)
○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す ○視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
農福連携等推進ビジョンの策定(令和元年6月)
○農福連携等の推進に向けて ○農福連携を推進するためのアクション ○農福連携の広がり推進
児童福祉法施行令の改正(令和元年10月)
○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化
電話リレーサービス法の施行(令和2年12月)
○聴覚障がい者が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」(パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの)を制度化し、交付金制度の創設を整備
バリアフリー法の改正(令和3年4月)
○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定 ○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正(令和3年4月)
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援(重層的支援体制整備事業の創設)
医療的ケア児支援法の施行(令和3年9月)
○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年5月)
○障がい者の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化
障害者差別解消法の改正(令和6年4月)
○社会的障壁の除去など発達障がい者への支援に係る基本理念の新設 ○国・地方公自治体の責務の追加(相談体制の整備) ○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定 ○発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの増設 ○普及啓発に関する規定 ○事業者による合理的配慮の義務化

障害者雇用促進法の改正(令和5年4月、令和6年4月)

- 雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化
- 精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長
- 週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的・精神障害者の算定特例

精神保健福祉法の改正(令和5年4月、令和6年4月)

- 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
 - ・市町村長の同意による医療保護入院
 - ・入院者訪問支援事業の創設
 - ・医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化
- 地域生活の支援体制の充実
 - ・地域援助事業者の紹介の義務化
 - ・市町村等の相談支援の対象に精神保健に課題を抱える者を追加

難病法及び児童福祉法の改正(令和5年10月、令和6年4月)

- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設
- データベース(DB)に関する規定の整備

第3章 甲佐町の障がい者を取り巻く現状

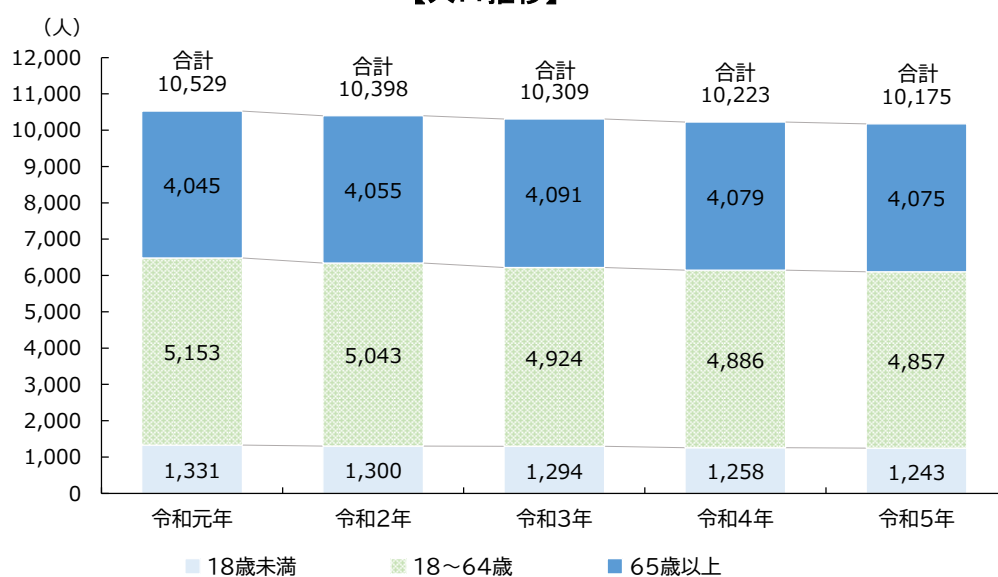
1. 人口推移

本町の総人口は、令和元年の10,529人から令和5年には10,175人へと、354人減少しています。

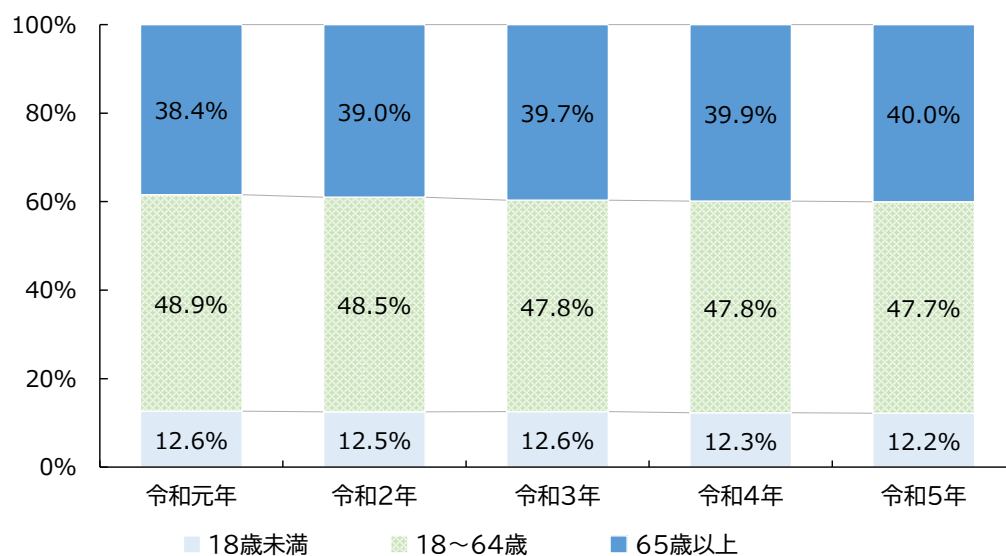
年齢別にみると、「65歳以上」が総人口に占める割合は増加傾向で、令和元年の38.4%から令和5年には40.0%へと1.6ポイントの増加となっています。

一方、「18～64歳」の総人口に占める割合は減少傾向で、令和元年の48.9%から令和5年には47.7%へと1.2ポイントの減少となっています。

【人口推移】



【年齢別人口割合の推移】



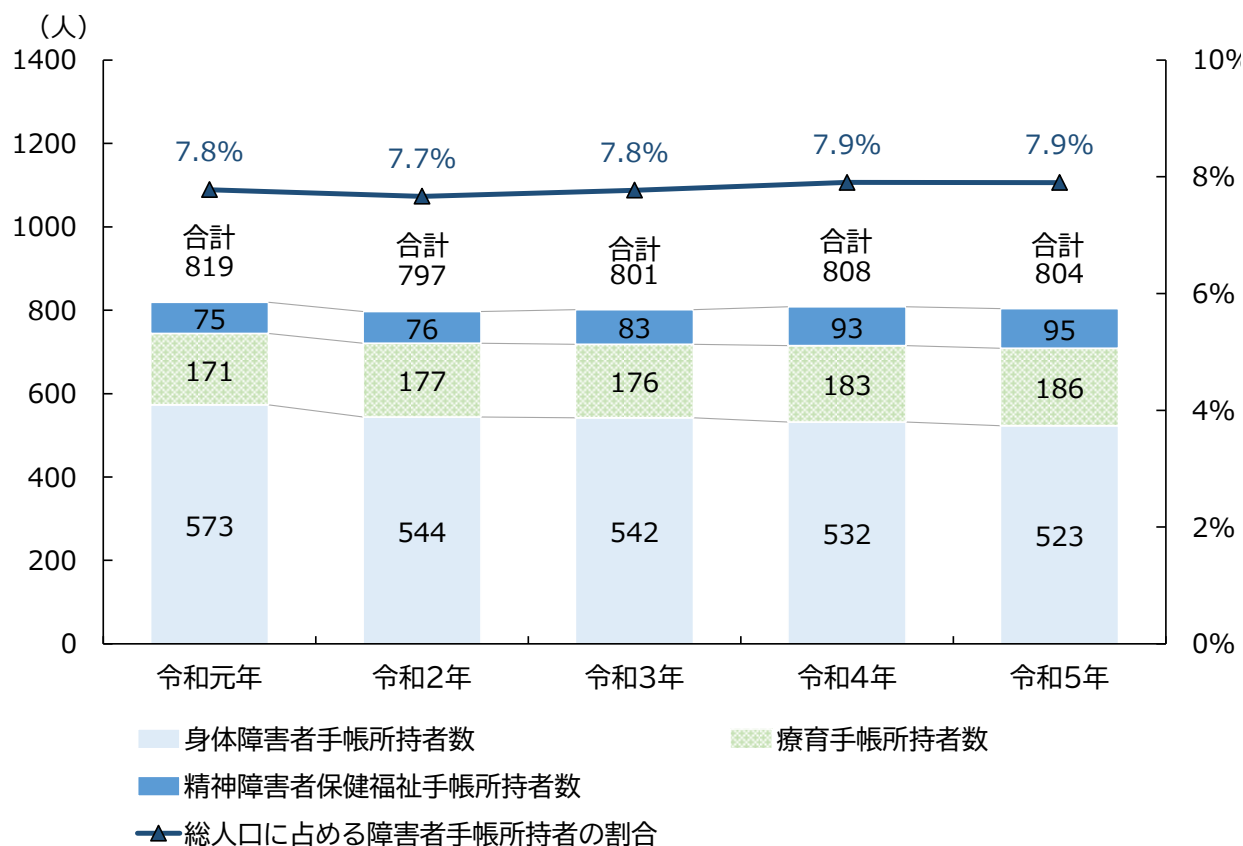
資料／「住民基本台帳」(令和1～令和4年3月31日、令和5年7月31日)

2. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者総数

本町の障害者手帳所持者総数は、令和元年の819人から令和5年には804人へと、15人減少しています。また、令和5年の「身体障害者手帳所持者数」は523人で障害者手帳所持者のうち約65%を占めています。

【障害者手帳所持者数の推移】



【障害者手帳所持者の人数及び総人口に占める割合の推移】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害者手帳所持者総数	819	797	801	808	804
総人口に占める割合	7.8%	7.7%	7.8%	7.9%	7.9%
身体障害者手帳所持者数	573	544	542	532	523
総人口に占める割合	5.4%	5.2%	5.3%	5.2%	5.1%
療育手帳所持者数	171	177	176	183	186
総人口に占める割合	1.6%	1.7%	1.7%	1.8%	1.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	75	76	83	93	95
総人口に占める割合	0.7%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%

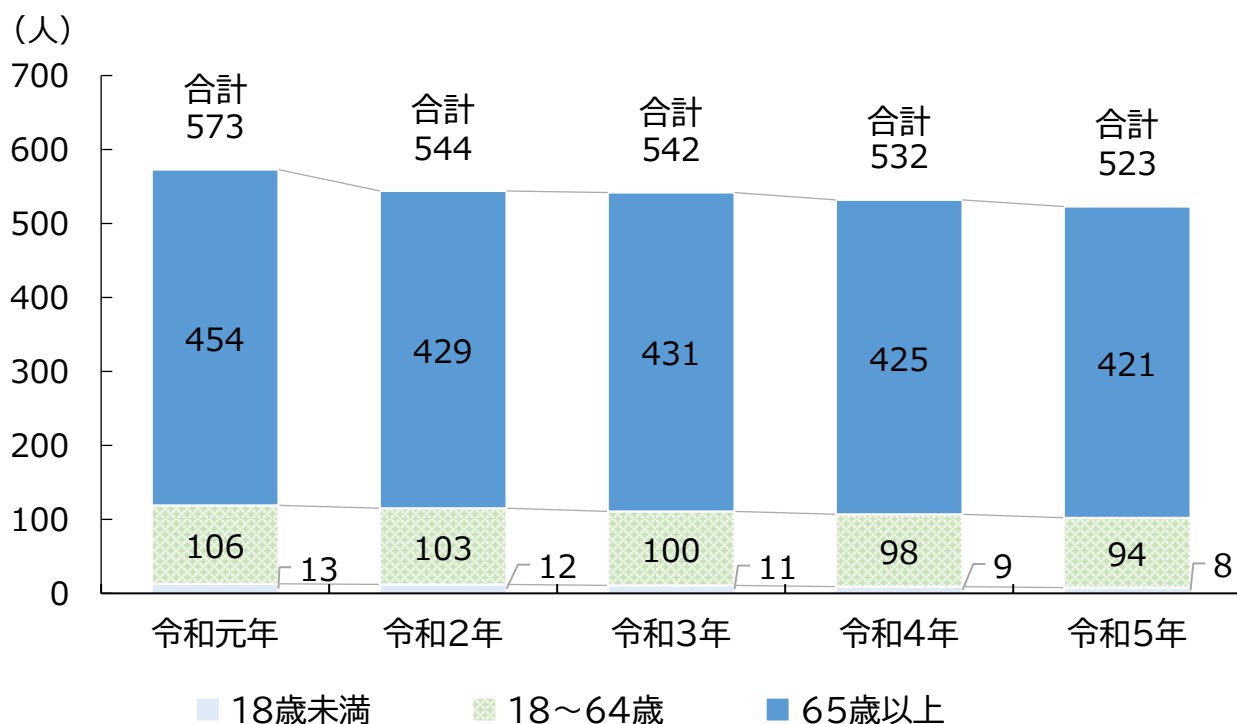
資料／「福祉課調べ」

（２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年の573人から令和5年には523人へと50人減少しています。

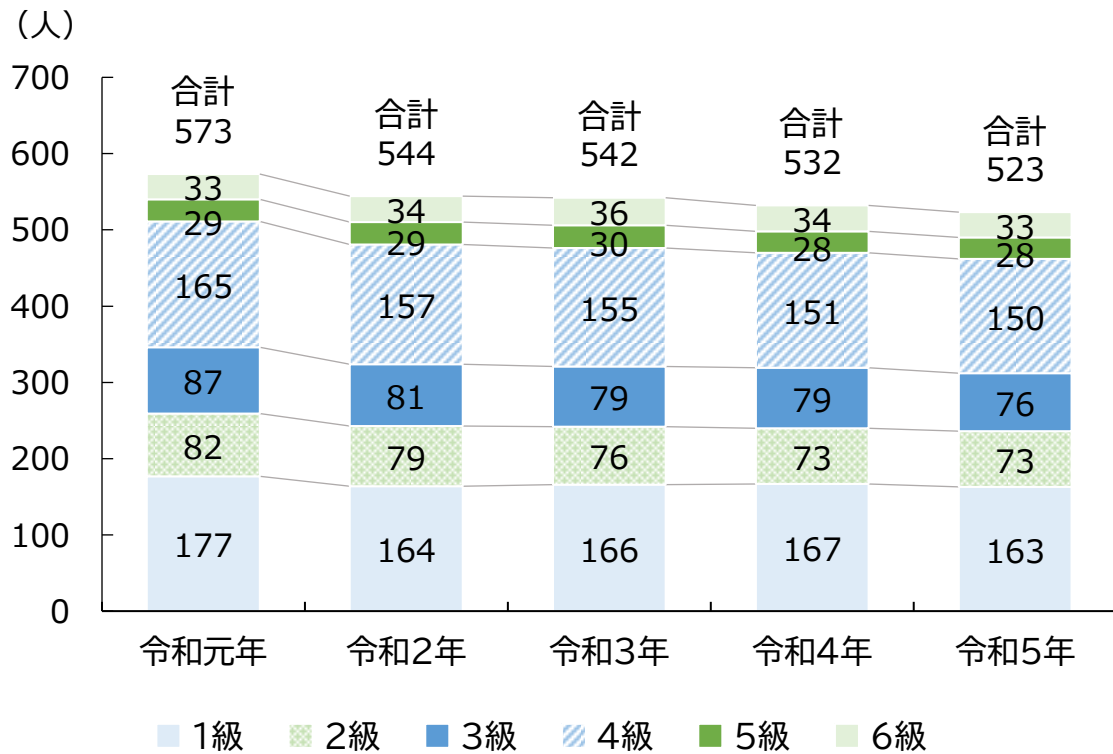
年齢別にみると、どの年も「65歳以上」が全体の約8割を占めています。等級別にみると、どの年も「1級」から「4級」までの重度・中度の障がい者が多くなっています。また、部位別にみると、令和5年は「肢体不自由」が全体の約46%を占めており、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」が続いています。

【身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移】

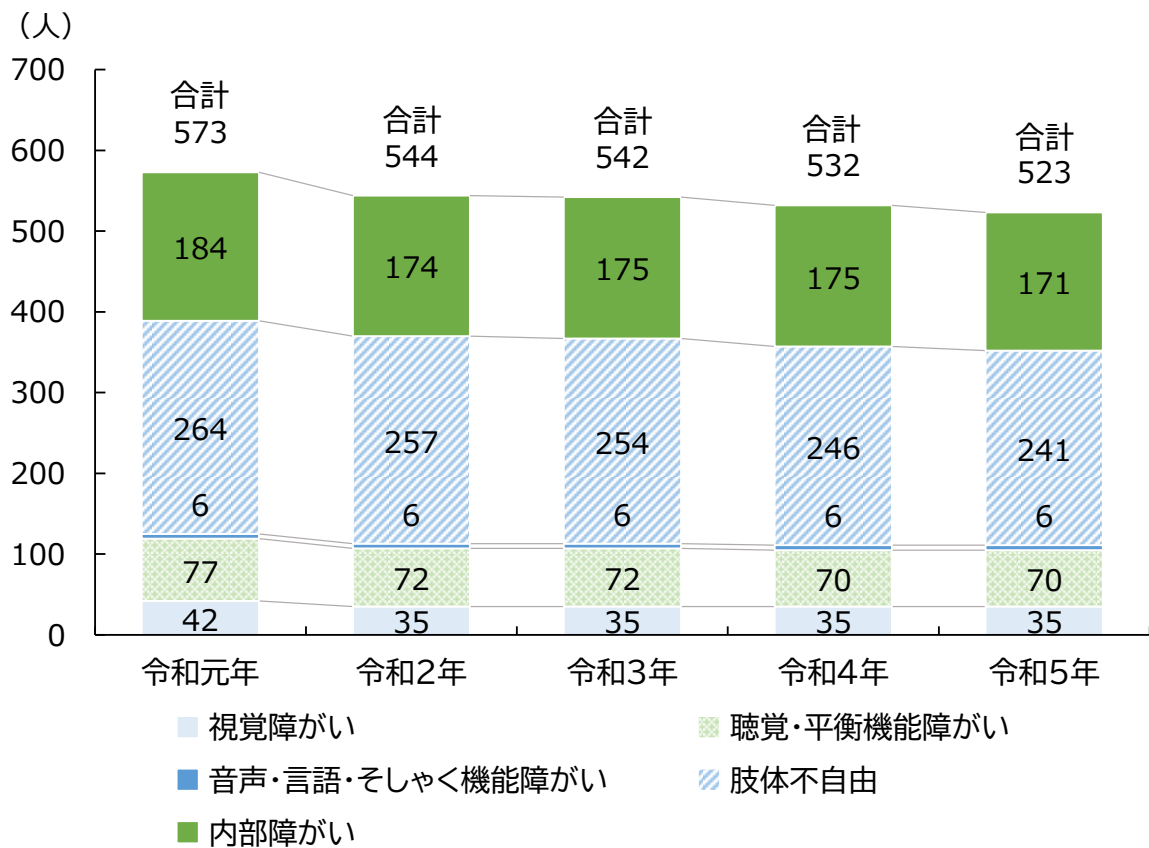


資料／「福祉課調べ」

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】



【身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移】



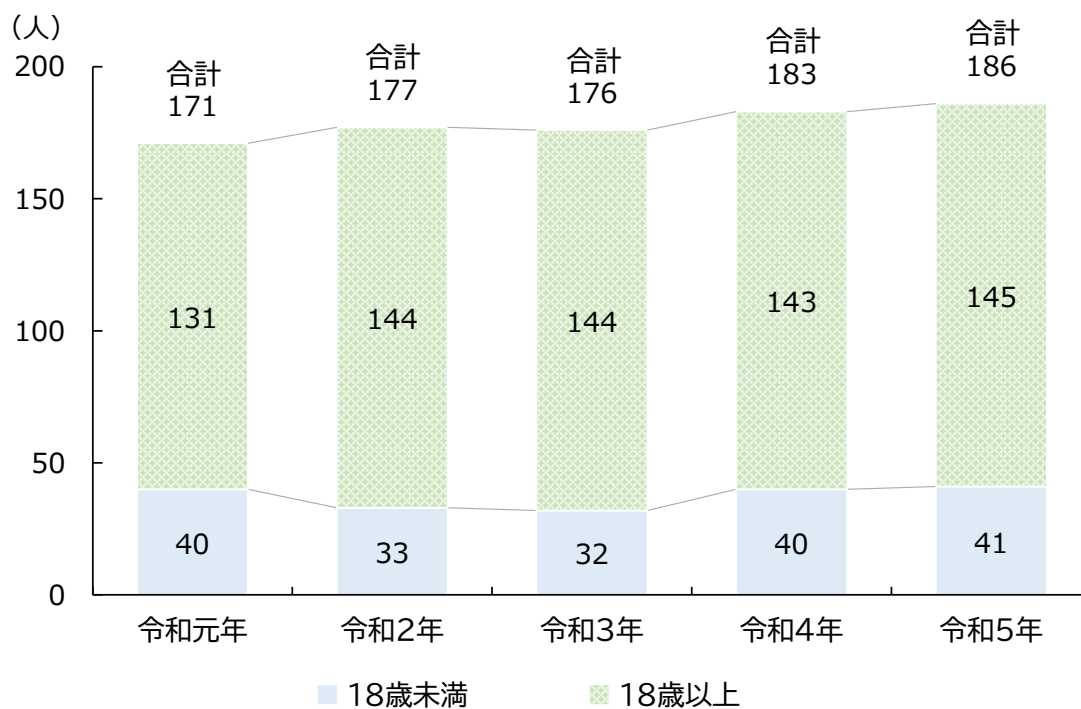
資料／「福祉課調べ」

（３）療育手帳所持者の状況

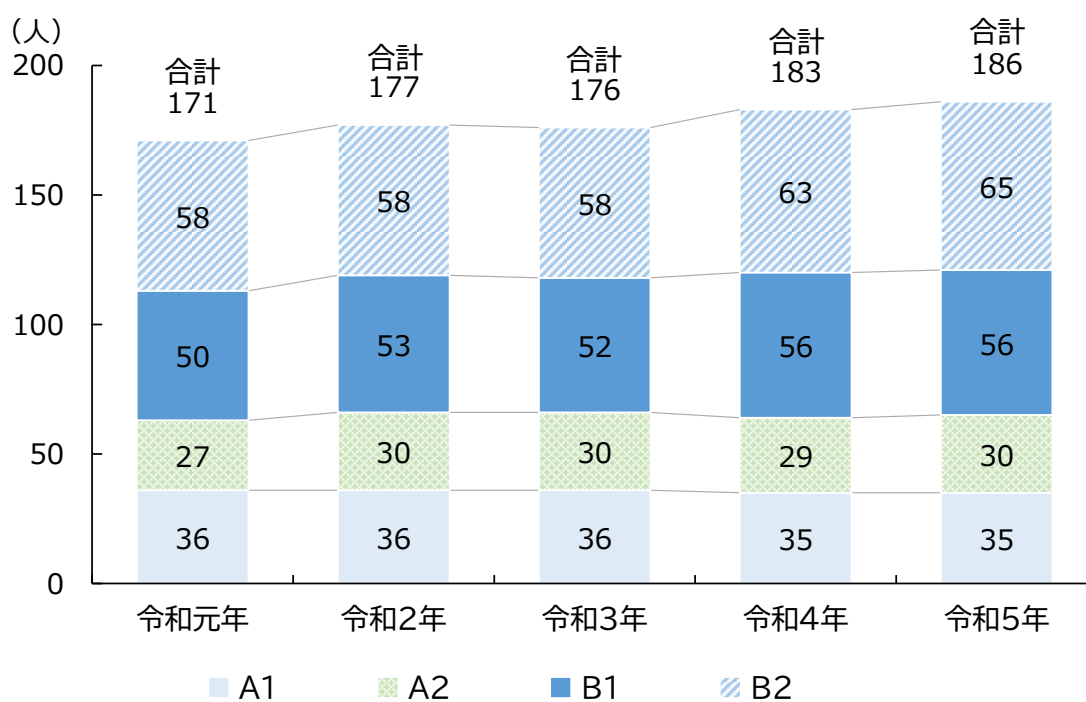
療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年には186人となっています。

年齢別にみると、「18歳以上」が全体の約8割を占め、令和5年には145人となっています。また、等級別にみると、「B2」の軽度が最も多く、全体の3割以上を占め、令和5年には65人となっています。

【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】



【療育手帳所持者数（判定別）の推移】



資料／「福祉課調べ」

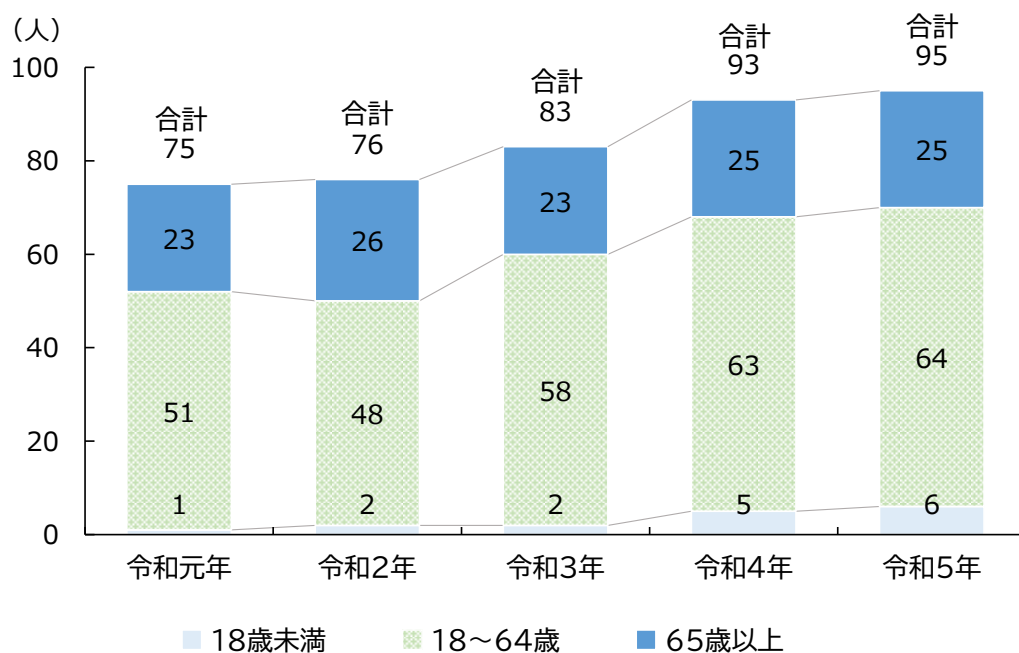
（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年には95人となっています。

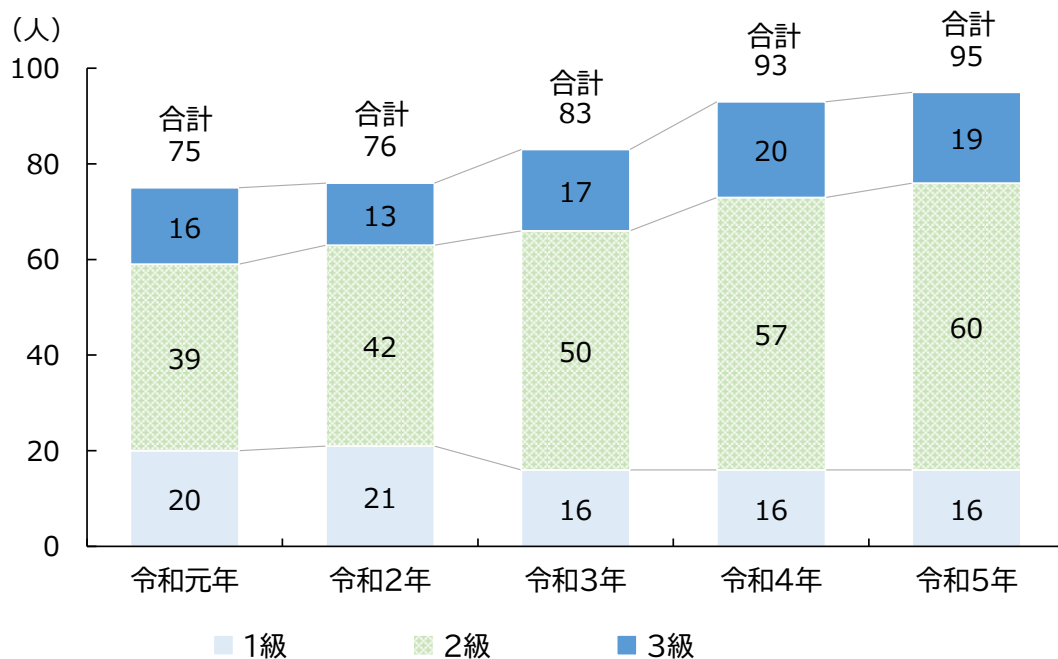
年齢別にみると、令和5年は「18～64歳」が全体の約67%を占めています。

また、等級別にみると、「2級」が最も多く、令和3年以降は全体の6割以上を占め、令和5年には60人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】



資料／「福祉課調べ」

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本構想

1. 基本理念

障がいのある人もない人も共に支え合い助け合うまち こうさ

この計画は、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、助け合いながら共に暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、「障がいのある人もない人も共に支え合い助け合うまち こうさ」を基本理念とします。

2. 施策体系

基本理念	基本目標	各施策の方向性
障がいのある人もない人も共に支え合い助け合うまち こうさ	1. 安全・安心な生活環境の整備	(1)移動しやすい環境の整備と施設のアクセシビリティの配慮 (2)住宅環境の整備 (3)情報アクセシビリティの向上
	2. 防災、防犯等の推進	(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進と消費者トラブル防止
	3. 障がいに対する理解と交流の促進	(1)障がい者への理解と差別解消の促進 (2)地域住民等との交流の促進
	4. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)福祉サービスの充実 (4)障がいのある子どもに対する支援の充実
	5. 保健・医療の推進	(1)保健・医療の充実 (2)精神保健対策の充実 (3)難病に関する保健・医療施策の推進
	6. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障がい者雇用の促進
	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進	(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)生涯を通じた多様な学習活動の充実と文化芸術活動・スポーツ等の推進

第2章 各施策の方向性

1. 安全・安心な生活環境の整備（基本目標①）

（1）移動しやすい環境の整備と施設のアクセシビリティの配慮

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとっても安全で、便利で、快適な環境であると考えています。生活を営む上での様々な障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があります。

従来の「ハートビル法」、「交通バリアフリー法」を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が、平成18年12月20日に施行され、令和2年に法改正が行われました。

これまで本町では、障がいのある、なしに関わらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすことができる生活環境の整備を図るとともに、「地域共生社会」の構築を進めてきました。

調査結果では、外出に際して「不便や困難を感じることはない」（19.1%）との回答が最も多く挙げられています。一方で、「障がい重い、体が弱い、高齢である」（13.3%）、「道路・建物の段差がたいへん」（13.0%）との回答もみられ、障がい者が移動しやすくするための整備や支援が求められていることが分かります。手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では、「コミュニケーションがとりにくい」（41.9%）との回答が、他の手帳所持者よりも高くみられました。

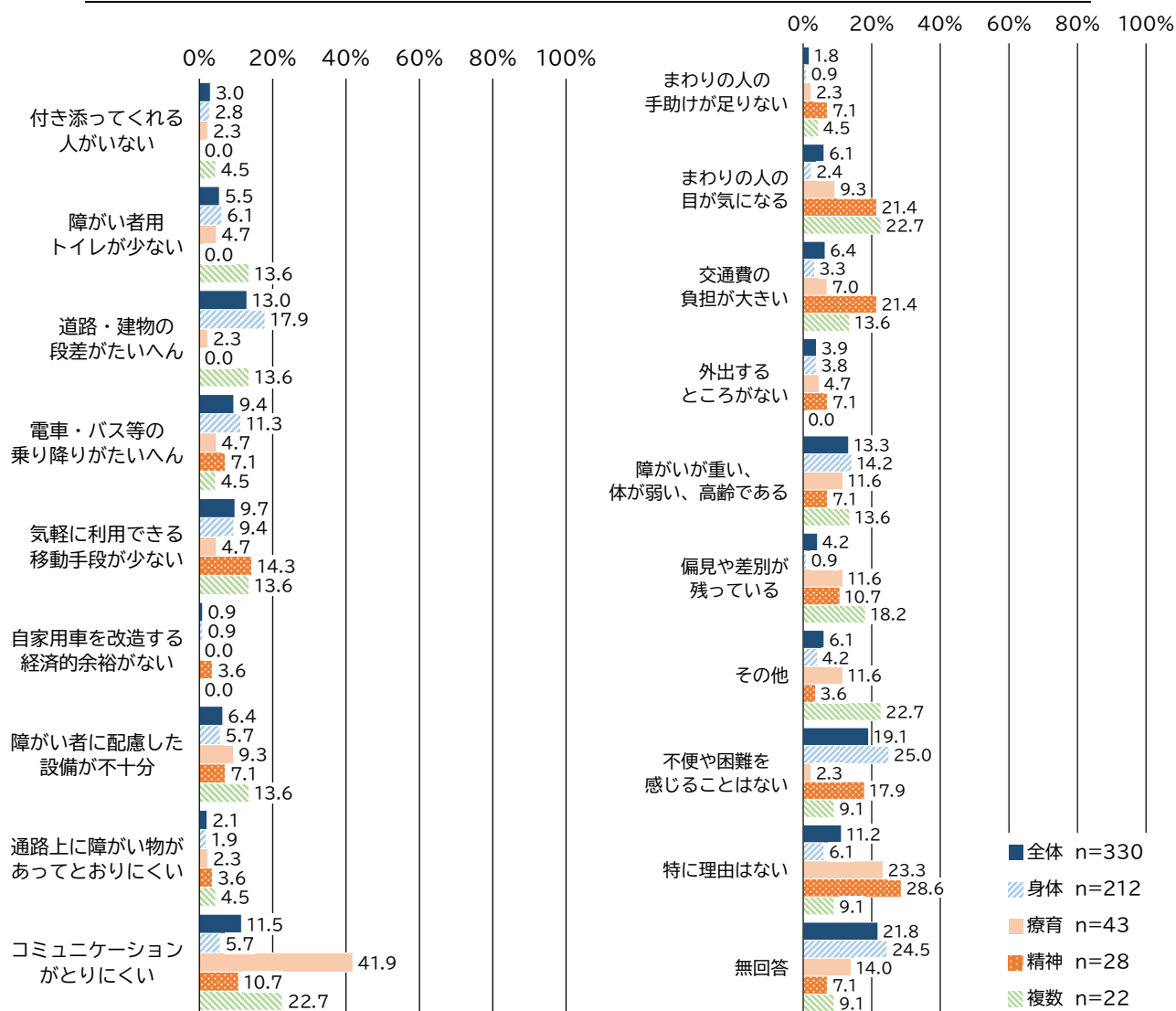
施設等のアクセシビリティ※に配慮すべき箇所は依然として残されていることが分かります。

事業所アンケートでは、サービス利用時の送迎面など交通の便での課題が多く挙げられました。職員の負担軽減や支援が求められています。

今後は、協働のまちづくりを進める観点から、自助・共助・公助の考えに基づいて環境整備を進めていくとともに、県などの関係機関と連携を図るなどして各種施策に取り組んでいく必要があります。

※アクセシビリティとはアクセスのしやすさ、利用のしやすさのことです。もともとは、情報の入手のしやすさのことを指していましたが、最近では、施設の利用のしやすさなど、様々な分野で使われはじめています。

図表1:外出に関しての不便や困難、外出しない(できない)理由▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①移動支援・同行支援事業の充実

「移動支援事業」は外出の支援が必要な方に移動支援を実施しており、「同行支援事業」は視覚障がいのある方が利用され、外出時の安全確保や手続き支援等を実施しております。移動支援・同行支援事業の利用促進と制度の周知を図っていくことで、障がいのある人の外出を支援し、社会活動への参加を容易にしていけるよう努めていきます。

②交通安全対策の充実

御船署と合同で各小学校に交通教室を実施しています。障がいのある人に配慮した、町民の交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図り、すべての人にやさしいまちづくりのために、交通安全施設の整備・改善に努めます。

③公共交通機関のバリアフリー化の働きかけ

障がいのある人や高齢者など、すべての町民が快適・安全に移動できる交通環境の整備のために、乗り降り等での段差解消など、公共交通機関でのバリアフリー化の働きかけを進めていきます。

④公共施設のバリアフリー化

障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民が安全・快適な日常生活を送れるように、公共施設などのバリアフリー化を促進します。また、公共施設の新設の場合には、ユニバーサルデザインの観点から、だれもが安全に利用できる施設となるよう整備します。

⑤民間施設へのバリアフリー化促進

障がいのある人の日常生活の安全と快適さを確保する視点から、民間企業の事務所や店舗でのバリアフリー化を働きかけていきます。

⑥道路・歩道の段差解消の促進

障がいのある人の安全確保と事故防止のために、道路・歩道の段差解消や障害物の撤去等を推進します。

（２）住宅環境の整備

【現状と課題】

事業所アンケートでは、施設の老朽化や整備に関する課題が挙げられています。福祉施設の住環境の整備促進を働きかけていくことが求められています。関連する取組としては、地域リソースの活用、空き家バンクの充実、といったことが挙げられました。

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

【今後の取組】

①住宅改修への支援

身体障害者手帳１級、２級及び療育手帳Ａ１、Ａ２を所持する方で移動、排せつ、入浴等に係る基本的日常生活を可能にするため住宅を改造する場合に、障害者住宅改造費助成制度によって改造費の一部を助成します。今後も、障がいのある人の特性に応じた住宅環境を整備することで、快適で安全な日常生活に繋がります。また、利用を促進するために、広報紙やホームページ等で制度の周知を図ります。

②福祉施設の住環境整備の促進

障がいのある人や高齢者が入所する福祉施設に対して、住環境の整備促進を働きかけていきます。

③共同生活援助の整備

共同生活援助（グループホーム）は、地域において自立した日常生活上の支援が必要な場合に対象となり、家事等の日常生活上の支援を提供しています。共同生活援助（グループホーム）のニーズに応じて整備促進していきます。

（３）情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。障がいのある人が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。

調査結果では、携帯電話やメール、インターネットの利用状況について、「よく使っている」(36.7%)、「ときどき使っている」(21.5%)との回答が合わせて約6割(58.2%)である一方、「使っていない」との回答が約4割(39.1%)であることが分かります。

手帳所持者別にみると、療育手帳所持者は「よく使っている」(37.2%)、「ときどき使っている」(4.7%)との回答が合わせて約4割(41.9%)に留まっており、他の手帳所持者の割合と比べて利用率が低い傾向にあることが分かります。

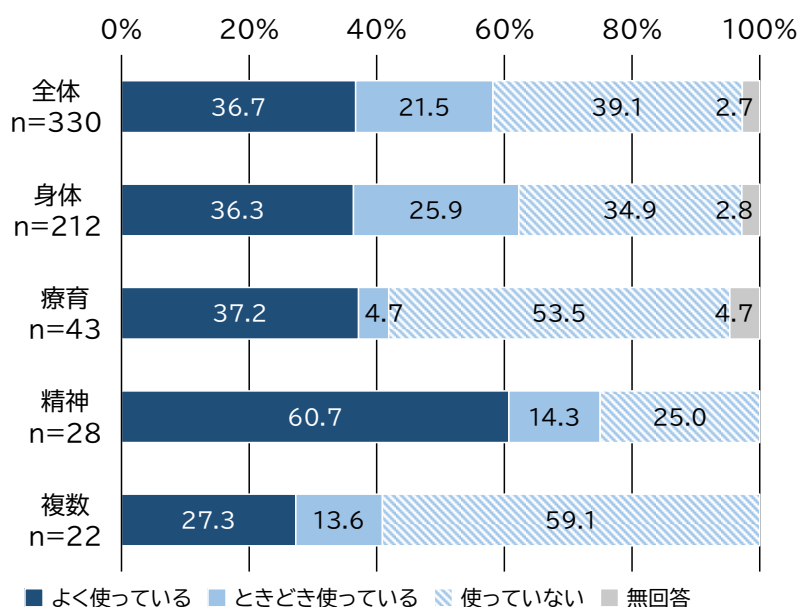
このように、手帳所持者別によっても、情報格差(デジタル・ディバイド)が生じている現状が分かります。すべての障がい者が等しく情報にアクセスできるよう、配慮する必要があります。

町が実施している福祉施策について、「町の広報紙、ホームページ」(35.8%)から入手する障がい者が多く、「町の福祉担当窓口」(19.1%)と合わせると約半数以上(54.9%)の人が町の広報や窓口等で情報入手していることが分かります。また、「家族・友人・知人」(22.7%)との回答もあり、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。

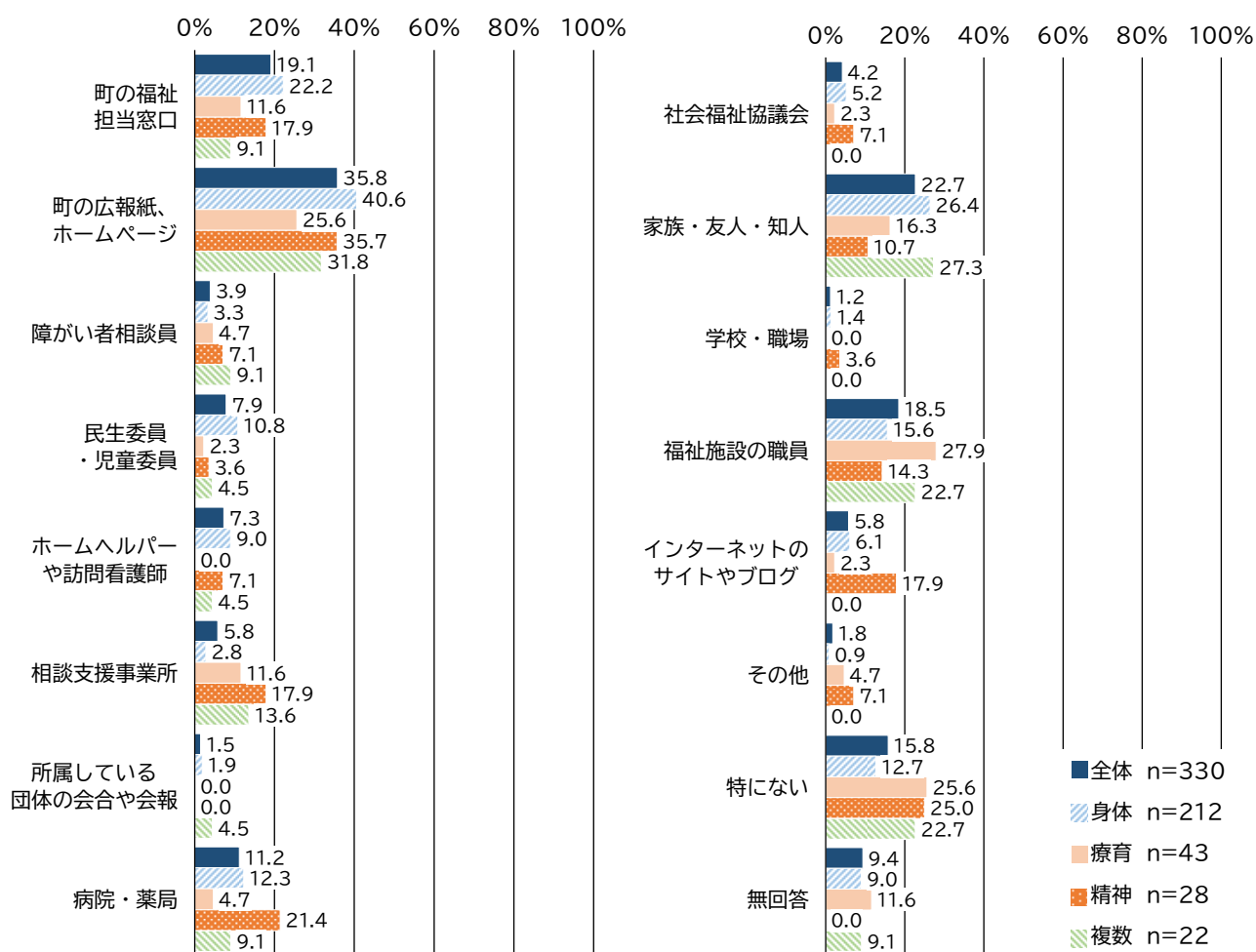
障がい福祉制度に関する情報等、複雑かつ難解な内容は、むやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあり得ます。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられる広報手段の実現をしていく必要があります。

事業所アンケートでは、障がい者の人たちも参加できるような行事が少なかったり、情報が伝わってこない、という課題が挙げられました。具体的な解決案として、事業者から情報が発信できるような体制作りや役場内に紹介するブース作り、高齢者や障がい者へ見やすく理解のできる表示や提示物、活動内容の報告や周知、また、各サービスの連携、情報交換・共有を行う機会、といったことが挙げられました。このように、十分に情報発信ができていない状況であるため、広報手段の工夫が必要であることが分かります。

図表2:携帯電話やメール、インターネットの使用▶▶障がい者(18歳以上)



図表3:町が実施している福祉施策についての情報の入手先▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①広報紙等の充実

障がいのある人が、サービスを適切に利用し、社会活動へ参加するためには、必要な情報を身近に入手できる環境が求められます。そのために、町広報紙やホームページ、パンフレット等の内容を充実させるとともに、読みやすくわかりやすい表現が求められます。障がいのある人へ配慮した広報手段の実現を図ります。

②意思疎通支援事業の充実

聴覚、音声、言語障がい者の外出等の日常生活における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。意思伝達に支援が必要な障がいのある人に、情報が適切に届くよう支援し、制度についての周知を図ります。

2. 防災、防犯等の推進（基本目標②）

（１）防災対策の推進

【現状と課題】

災害時の迅速な避難行動が困難な障がい者は、火災や地震等の災害が発生した際、情報の伝達や避難誘導を的確に行い、速やかに安全を確保できることが大切です。

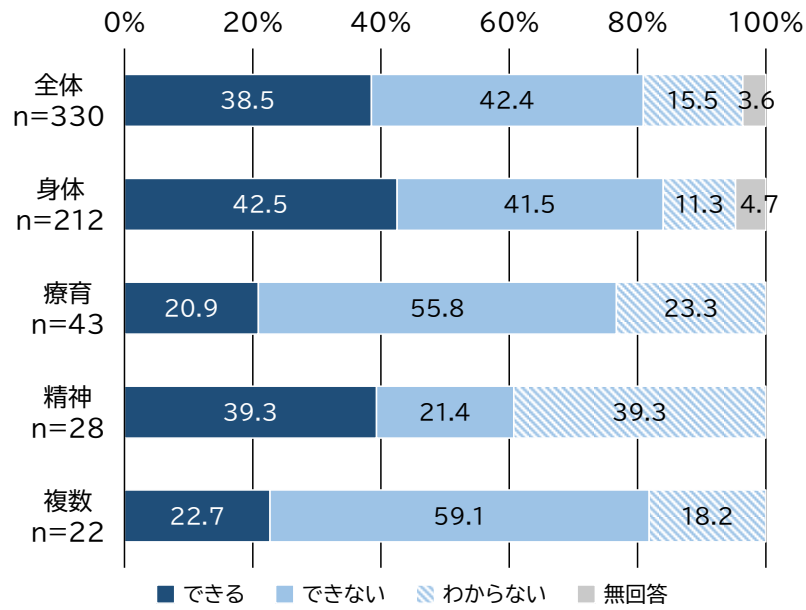
障がい者（18歳以上）の調査結果をみると、災害時にひとりで避難することができないと回答した人の割合は回答者全体の約4割（42.4%）を占めています。

また、障がい児（18歳未満）の調査結果をみると、災害時にお子さんはひとりで避難することはできないと回答した人の割合は回答者の約6割（63.0%）となっています。障がい者、障がい児ともに災害時にひとりでは避難できないと回答した方が多いことが分かります。

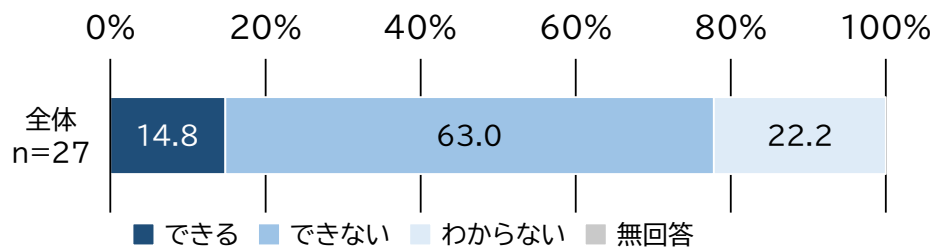
避難行動要支援者名簿についてみると、「登録していない」（45.5%）との回答が最も高く、「制度を知らない」との回答は回答者全体の約3割（29.4%）にもなっています。手帳所持者別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は「登録している」（3.6%）との回答が他の手帳所持者の割合と比べて低いことが分かります。万一の災害発生に備え、家族等の支援が困難な方（要支援者）等が迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の周知徹底に努めていく必要があります。

障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに救助され、あるいは避難できるように、平時から、災害時を想定した準備を行う必要があります。

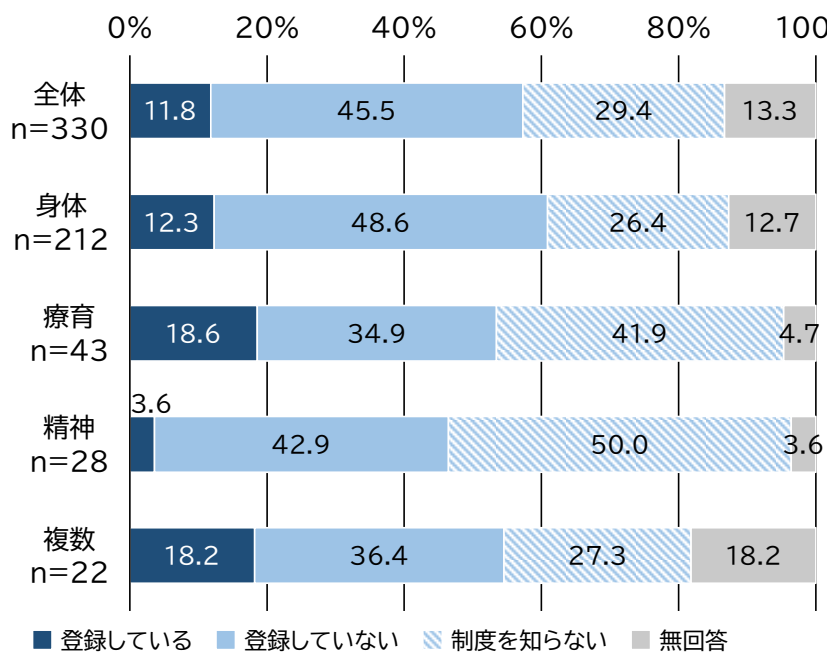
図表4:災害時にひとりで避難ができるか▶▶障がい者(18歳以上)



図表5:災害時、お子さんはひとりで避難することはできるか▶▶障がい児(18歳未満)



図表6:避難行動要支援者名簿への登録▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①防災対策の強化

避難行動要支援者名簿の共有と避難訓練の実施、また、要配慮者利用施設の避難確保計画の更新・情報共有を行っています。障がいのある人が、災害発生時に被害者となることを防ぐために、地域防災計画に基づく防災への危機管理体制を確立し、地域住民の自主防災組織、警察、消防署・消防団等との連携による防災ネットワークの確立に努めます。

②避難行動要支援者避難支援体制の整備

避難行動要支援者の考え方などを広く住民へ周知し、理解を深めていくことで、障がいのある人が災害時に安全に避難でき、避難場所での安全と健康が確保されるよう努めます。また、障がいのある人などの要支援の情報の適切な管理と把握に努めます。

③災害時の情報提供の充実

公民館講座では、携帯電話やスマートフォンのメール・アプリ機能を活用した防災・防犯などの情報を迅速、正確にお知らせする「こうさ情報たしかメール」の登録案内と登録補助、利用促進を行っています。今後も、「こうさ情報たしかメール」等を利用した防災情報の配信システムの周知、利用促進に努めます。

④防災知識の普及

年に1度、町防災訓練と各地域の自主防災組織での訓練を行っています。障がい者やその家族、地域住民に対して研修会の開催、防災に関する資料の提供、避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。

〈防災情報の収集方法の参考〉

✓熊本県防災情報メールサービス

県内の気象情報や災害発生に関する情報のほか、市町村が発表する避難情報、避難所開設情報等が、直ちにメール配信されるサービスです。サイトにアクセスし、[空メールを送信する]から空メールを送信し、メールに記載された登録用URLから登録をすることで利用できます。

✓デジタルテレビ

地上デジタル放送でのデジタルテレビで、テレビリモコンの【d】ボタンを押すと、テレビ画面で気象情報、河川水位情報などの災害情報を確認することができます。

✓災害用伝言板(web171)

インターネットを利用して、大規模な災害が発生したときに、安否などの情報をテキストで登録・確認できる伝言板です。

（２）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

【現状と課題】

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみで見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費生活相談窓口との情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努める必要があります。

【今後の取組】

①消費者保護施策の推進

専門の相談員を配置した消費生活相談窓口を開設し、住民に身近な相談窓口を構築しています。SNSやインターネット上での消費者トラブルの増加や相談員の高齢化による後継者の確保や育成が課題となっています。障がい者の消費者としての権利を擁護するために、正しい知識や消費者犯罪についての情報の提供、消費生活にかかる様々な被害防止対策を講じていきます。

②関係機関との連携による防犯対策の推進

警察等関係機関と連携しながら障がい者の防犯対策、関係機関の障がい者への理解促進に努めます。

3. 障がいに対する理解と交流の促進（基本目標③）

（１）障がい者への理解と差別解消の促進

【現状と課題】

障がいのある人、ない人にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、町民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深める必要があります。

障がい者（18歳以上）の調査結果をみると、町全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は、「かなり深まった」（7.3%）、「まあまあ深まった」（17.6%）との回答を合わせて約2割（24.9%）に留まっています。一方、理解が深まっていないと感じている人の割合は、「あまり深まっていない」（10.0%）、「まったく深まっていない」（4.5%）との回答を合わせて約1割（14.5%）であることが分かります。手帳所持者別にみると、特に療育手帳所持者は、理解が深まっていると感じる人の割合が約1割（13.9%）に留まっており、手帳所持者別によっても評価が大きく異なっていて、場面によって理解が進んでいないことが分かります。

障がいへの差別や偏見を感じるときについてみると、「特に感じない」（47.9%）との回答が最も多く挙げられました。一方で、「仕事や収入」（10.0%）、「まちかどでの人の視線」（9.4%）、「交通機関や施設の整備」（9.1%）等で障がいへの差別や偏見があると感じるとの回答もみられました。

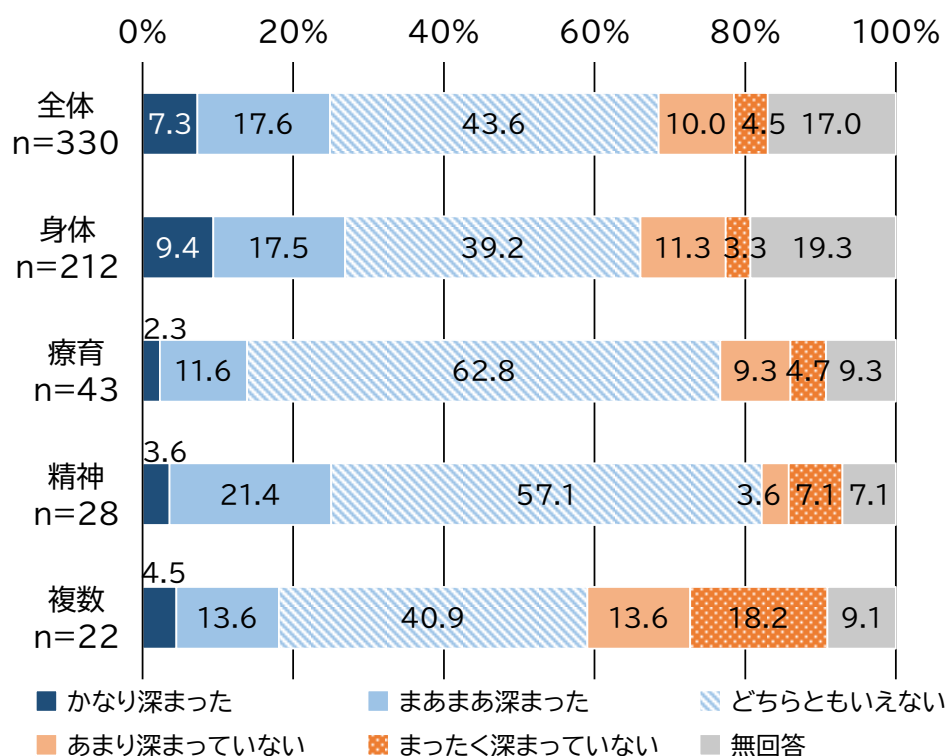
障がい児（18歳未満）の調査結果をみると、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、「ない」（51.9%）との回答が最も多く挙げられた一方で、「ある」（33.3%）、「少しある」（14.8%）と回答した人が合わせて約半数（48.1%）みられました。

町民の理解を深めるために必要なことについて、「学校における福祉教育の充実」（70.4%）との回答が最も多く挙げられました。他にも、「障がいや発達課題に関する講演会や学習会の開催」（29.6%）、「障がいや発達課題のある人の地域活動への参加機会の促進」（14.8%）との回答みられ、福祉教育や講演会等の機会の充実が求められています。

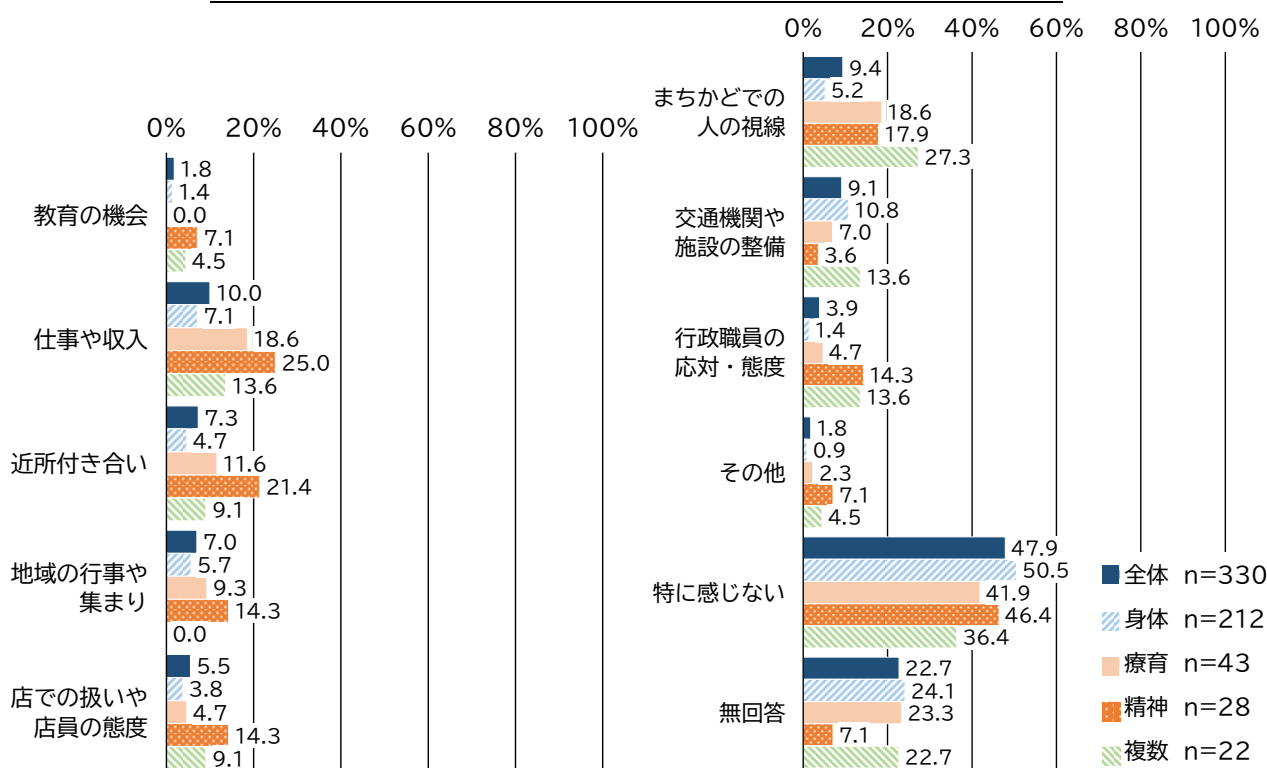
事業所アンケートでは、障がい者に対する地域の方の理解が低いことが課題として挙げられました。具体的な解決案としては、障がいのある方と一般の方が一緒に参加できるようなイベントの企画が挙げられています。

障がいのある人が人権を尊重されていると実感できるまちづくりのために、今後も障がいについての正しい理解を広めていく必要があります。

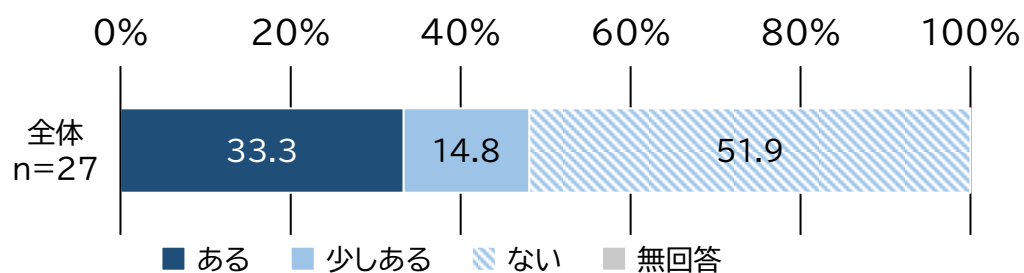
図表7:町全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか▶▶▶障がい者(18歳以上)



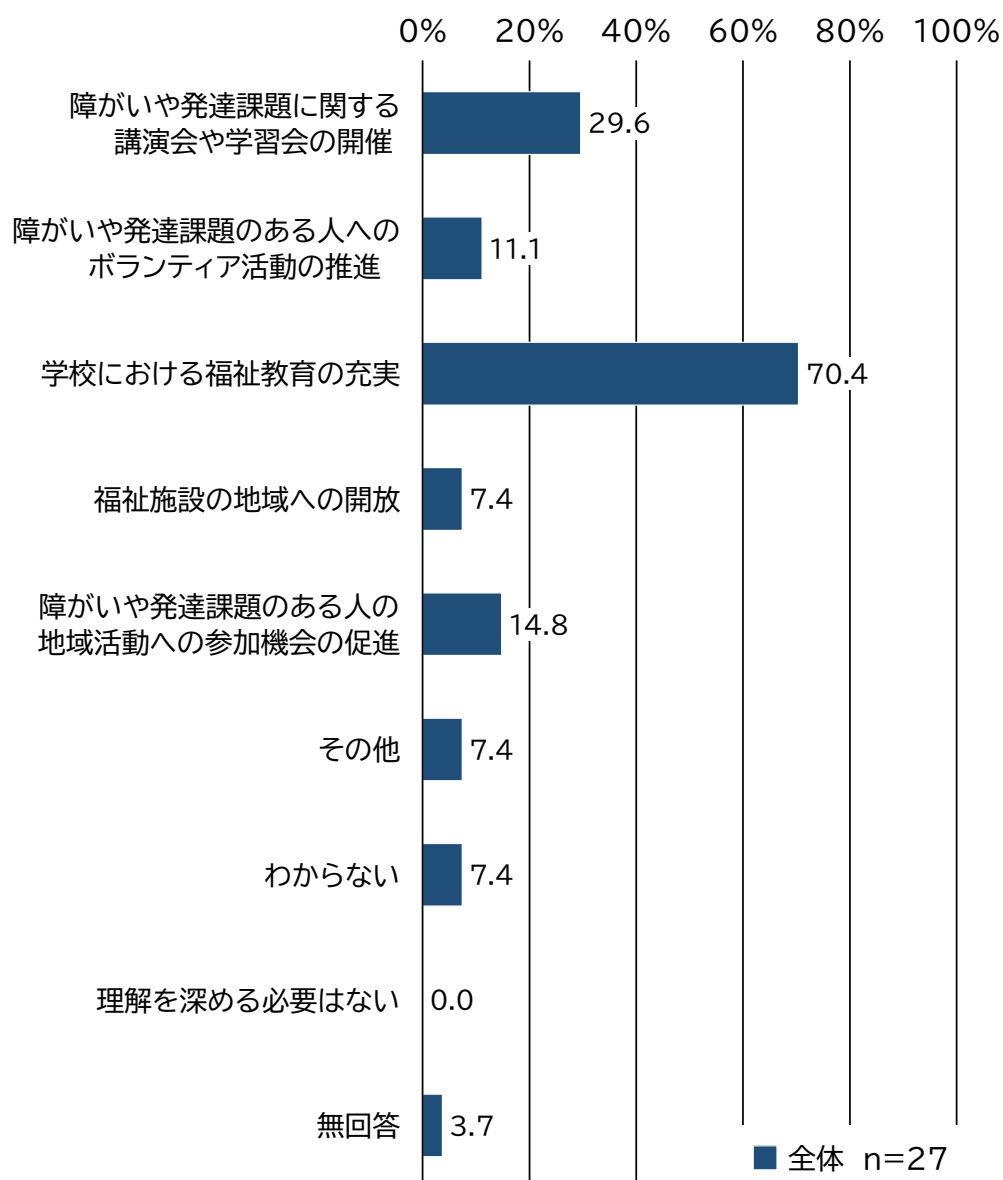
図表8:障がいへの差別や偏見を感じる時▶▶▶障がい者(18歳以上)



図表9:差別や嫌な思いをする(した)ことがあるか▶▶障がい児(18歳未満)



図表10:市民の理解を深めるために何が必要か▶▶障がい児(18歳未満)



【今後の取組】

①講演会等を通じた人権教育の推進

障がいに関する問題や人権問題について、住民に正しい理解と認識を深めてもらうために、講演会や各種の地域活動を通じた人権教育の場づくりに努めます。また、障がいのある人や高齢者など、すべての人の人権が保障され、だれもが住みやすいまちとするために、様々な行事を通じた人権教育を推進します。

②相談体制の充実

障がいのある人の権利を守り、障がいを理由として差別されないよう、「障害者差別解消法」に基づき、町担当窓口の相談機能の充実を図り、だれもが身近に、人権に関する相談ができるような環境をつくります。また、上益城5町共同で障がい者虐待防止センターを事業所に委託し、通報窓口（24時間365日対応）の開設、虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発活動、家庭訪問、カウンセリング、一時保護のための居室の確保等の事業を実施しています。

③地域福祉権利擁護事業等の周知・利用促進

地域福祉権利擁護事業は甲佐町社会福祉協議会等の関係機関と連携して取り組んでいます。障害者虐待防止事業は上益城圏域5町で「相談支援事業所かけはし」に虐待防止センターの業務を委託しており、今後も福祉サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、各関係機関と連携していきます。

④成年後見制度の周知・利用促進

制度についてホームページに掲載し、不定期で広報紙にも掲載し周知を図っています。障がいなどの理由によって判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護などのため、地域包括支援センター等の関係機関と連携して成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

⑤「広報こうさ」等による啓発活動の充実

障がい福祉に関する相談先や、障がい福祉サービスの内容等は甲佐町ホームページへの掲載を行っています。障がい差別解消についての情報は、役場内にパンフレットを掲示していますが、広報紙やホームページ等で今後周知を図ります。障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうための効果的な周知方法を検討します。

⑥障がい者団体等による啓発活動への支援

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、障がいのある人や障がい者団体が参加する行事や主催行事・イベント等による啓発活動を支援します。

⑦幼児期からの福祉教育の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深めてもらうために、住民一人ひとりが幼いころから福祉について学ぶ機会や、共にふれあうことができる機会をできるだけ多く設けます。このために、子どもたちが保育所や学校等の授業や行事を通じて、障がいのある人と交流を深めるなど、福祉に関する幅広い学習活動を展開します。同時にPTA活動を通して、保護者への理解・啓発に努めます。

⑧福祉・保健サービスの実施機関との連携

障がいのある人に対する知識と理解を深めてもらうために、福祉事務所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉・保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開します。

⑨公共サービス従事者への障がい者理解の促進

令和3年に甲佐町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を制定し、合理的配慮の提供、不当な差別的扱いをしてはならない等の留意事項を記載しています。障がいのある人が地域において安全・安心に生活できるよう、町役場職員をはじめ、各種公共サービス従事者に対する理解促進を図ります。また、視覚障がい者、聴覚障がい者への対応のために、手話通訳養成講座等への参加を促進します。

（２）地域住民等との交流の促進

【現状と課題】

障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、町民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。

調査結果では、近所付き合いについて「ほとんどもしくは全く付き合っていない」(32.1%)との回答が最も多く挙げられました。また、「わりと親しく付き合っている」(26.4%)、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」(23.6%)との回答もみられました。一方で、「とても親しく付き合っている」(12.4%)との回答は少ないことが分かります。

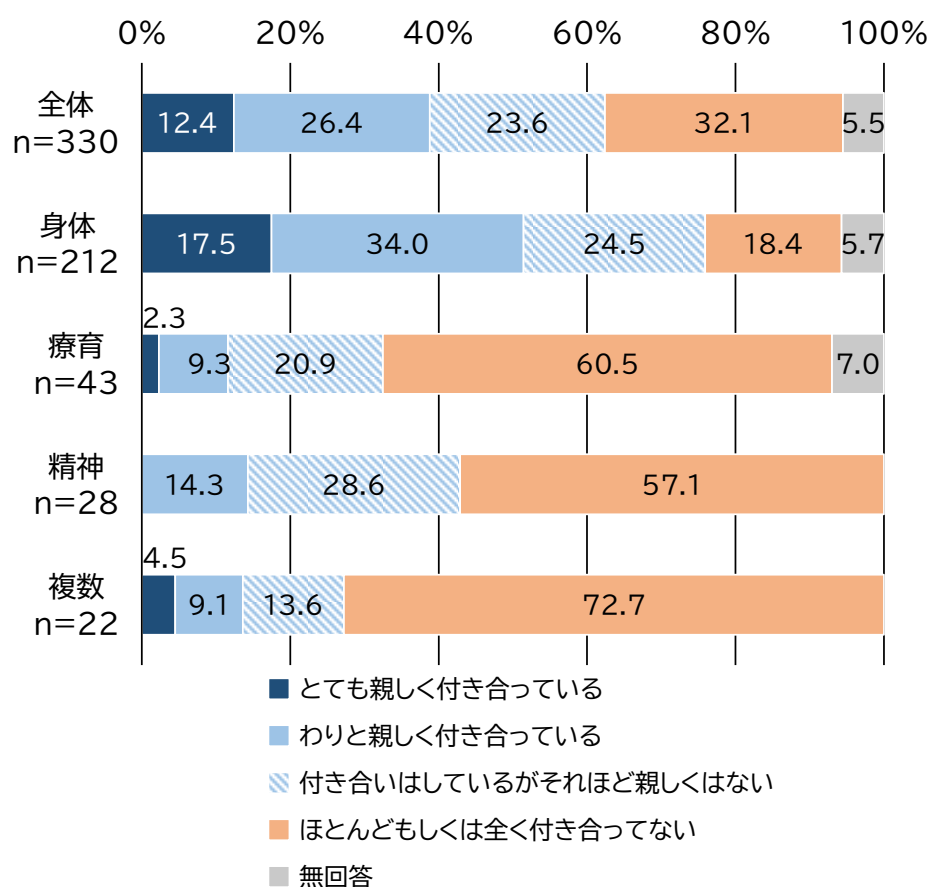
手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は「わりと親しく付き合っている」(34.0%)との回答が最も多く挙げられており、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は「ほとんどもしくは全く付き合っていない」との回答が最も多く挙げられています(療育:60.5%、精神:57.1%)。手帳所持者別によっても、どの程度近所付き合いしているか違いが生じることが分かります。

地域行事や余暇活動への参加でさまたげとなることについて、「特にない」(30.3%)との回答が最も多く挙げられておりますが、一方で、「健康や体力に自信がない」(27.0%)、「コミュニケーションが難しい」(17.6%)との回答もみられました。障がいのある人が参加しやすいような地域行事づくりや、理解促進等の支援が求められていることが分かります。

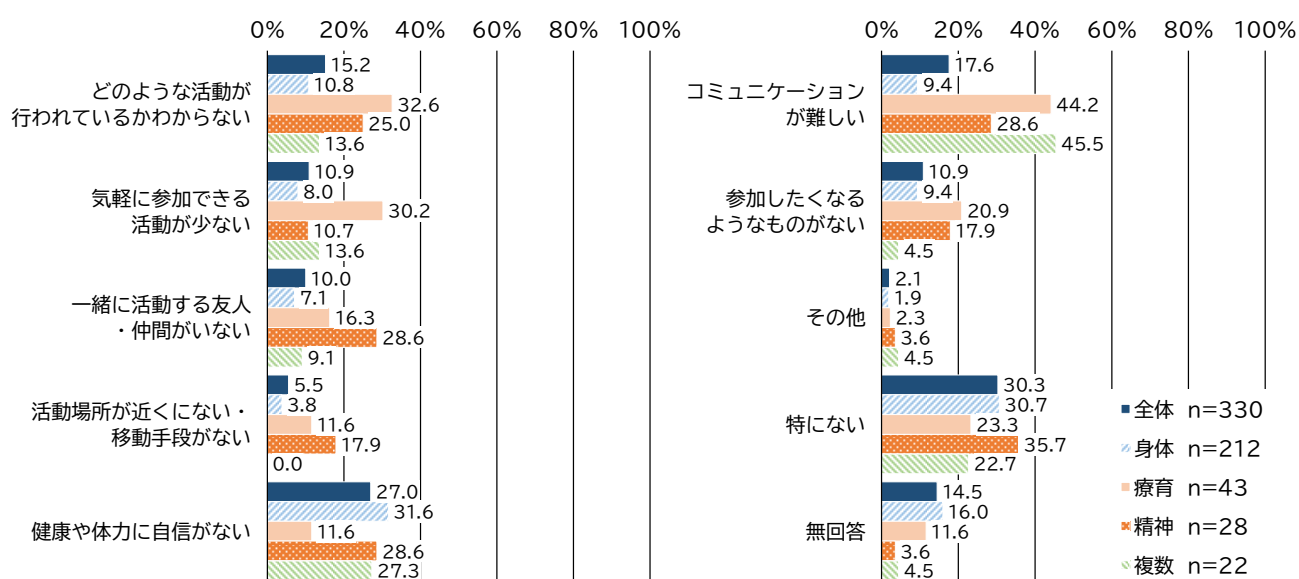
事業所アンケートでは、地域交流の機会がないこと、福祉関係団体の交流や活動の機会がないこと、障がい者の人達も参加できるような行事が少ない、といったことが課題として挙げられました。具体的な解決案としては、地域や小、中、高校等や企業等との連携した企画が挙げられています。

ボランティア活動などによる地域住民等との交流を通じて、障がいのある人となない人とのふれあいを促進していくことで、本町に暮らすすべての人から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

図表11: 現在どの程度近所付き合いをしているか▶▶障がい者(18歳以上)



図表12: 地域行事や余暇活動への参加でさまたげとなること▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①交流によるまちづくりの推進

障がいのあるなしにかかわらず、全ての町民が、分け隔てなく集い、ふれあうことができるよう、交流行事を開催します。各地域における伝統的な行事やイベント等の開催について、積極的に支援します。障がいのある人が、これらの行事・イベントに気軽に参加できるように、福祉サービスの利用を含めて、きめ細かい配慮をします。

②福祉施設等の交流促進

町内にある福祉施設において、地域住民と施設利用者との交流活動が活発になるように、働きかけていきます。

③学校（特別支援学級）における交流活動の推進

学校における人権学習・福祉体験学習として、障がいのある子どもの学ぶ教育施設や特別支援学級の児童・生徒との交流を通じて、障がいへの理解を深める取り組みを推進します。

④住民参加による地域福祉活動の仕組みづくり

甲佐町社会福祉協議会では地区社会福祉協議会（宮内、甲佐、龍野、乙女、白旗）の目的達成のための事業活動を支援し、地域福祉の推進に寄与するために、連絡調整、情報や技術の提供、関係機関との連携等の支援を行っています。また、甲佐町では各地区社会福祉協議会他、地域福祉に携わる団体に対して助成事業（地域福祉推進助成事業）を行っています。今後も、住民が主体となった地域福祉を推進するため、甲佐町社会福祉協議会と連携して住民主体の地域福祉活動の活性化を図り、地域での支え合い機能の強化に結びつけていけるよう努めていきます。

⑤ボランティア活動の促進

甲佐町社会福祉協議会との連携によって、ボランティア活動の支援を推進します。また、ボランティア活動についての情報提供や啓発活動を通じて、だれもが気軽にボランティアとして参加できる環境づくりを進めます。併せて、子どもたちがボランティア活動への関心を高めるための機会づくりを進めます。

⑥ボランティア活動支援事業の充実

ボランティアやNPOなどの活動を支援する窓口を充実し、ボランティア参加への環境づくりに取り組みます。併せて、甲佐町社会福祉協議会との連携によって、NPO等の育成支援やボランティアのネットワーク化を推進します。

⑦地域資源の有効活用

住民相互の交流やボランティア活動の場として、身近な自治公民館や空き店舗、空き教室など、地域の社会資源を有効活用することで、地域福祉に取り組むための環境整備を図ります。これらの社会資源が、障がいのある人にも気軽に利用できるよう配慮します。また、地域にある福祉施設が、住民相互の交流活動やボランティア活動の拠点となるよう働きかけていきます。

4. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進（基本目標④）

（１）意思決定支援の推進

【現状と課題】

令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮の前提として、障がい者自身が、社会的な障壁を除去して欲しいと意思表示する必要があります。しかし、すべての障がい者が、自らの意思を表明することができるとは限りません。

意思決定を伝えることが困難であったり、意思決定することそのものが困難であったりすることもあります。また、意思決定ができ、それを伝える能力があったとしても、家族や周囲への遠慮や、プライバシーなど、様々な理由で意思の表明ができない場合もあり得ます。

すべての障がい者の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

【今後の取組】

①意思決定支援ガイドラインの普及

平成29年3月、厚生労働省において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が作成されました。障がい者の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

②司法手続等における配慮等

障がい者が司法手続の対象者・当事者となった場合に、その権利を円滑に行使することができるよう、適切な配慮と司法手続に関する情報の提供を行います。併せて、これらの手続きに携わる職員に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるための施策を実施します。

③選挙等における配慮等

障がいのある人が選挙等において円滑に投票できるようにするために、投票所へのスロープ、身体障がい者用記載台の設置、代理投票、点字投票の実施等、投票所のバリアフリー化について必要な配慮を行っています。障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、障がい者の利用に配慮した投票環境の向上に努めるとともに、代理投票、点字投票の実施等の選挙に関する情報を広報紙等で周知します。

④意思疎通支援に係る専門職の確保と人材の養成

手話奉仕員養成研修事業を宇城圏域及び上益城圏域にて合同で実施しています。障がいのある人の意思疎通を支援するために、点字奉仕員や朗読（音訳）奉仕員、手話通訳者などの専門知識や技能を備えた人材の養成等と、積極的な周知による受講生の増加を図ります。

⑤成年後見人等の意思決定支援への参画

「意思決定支援ガイドライン」を事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有するとともに、意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針に食い違いがないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、ともに検討を進めるよう努めます。

（２）相談支援体制の構築

【現状と課題】

障がいに関因する困りごとや不安・悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。

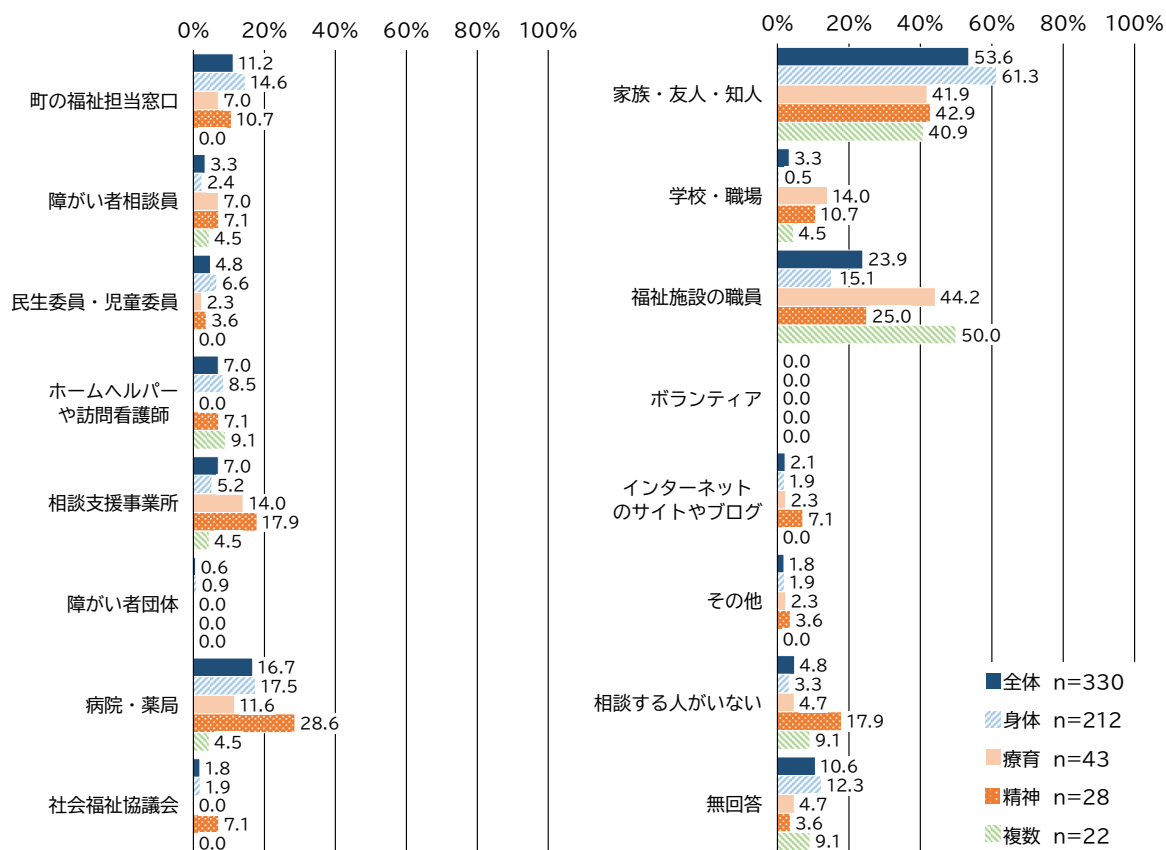
障がい者（18歳以上）の調査結果では、悩みや困ったことがあった場合の相談先として「家族・友人・知人」（53.6%）が最も多く挙げられており、また、「福祉施設の職員」（23.9%）、「病院・薬局」（16.7%）との回答がみられました。

手帳所持者別にみると、すべての手帳所持者で「家族・友人・知人」の割合が高い傾向にあります（身体：61.3%、療育：41.9%、精神：42.9%）。また、療育手帳所持者は「福祉施設の職員」（44.2%）が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「病院・薬局」（28.6%）が、他の手帳所持者の割合と比べて高くなっています。

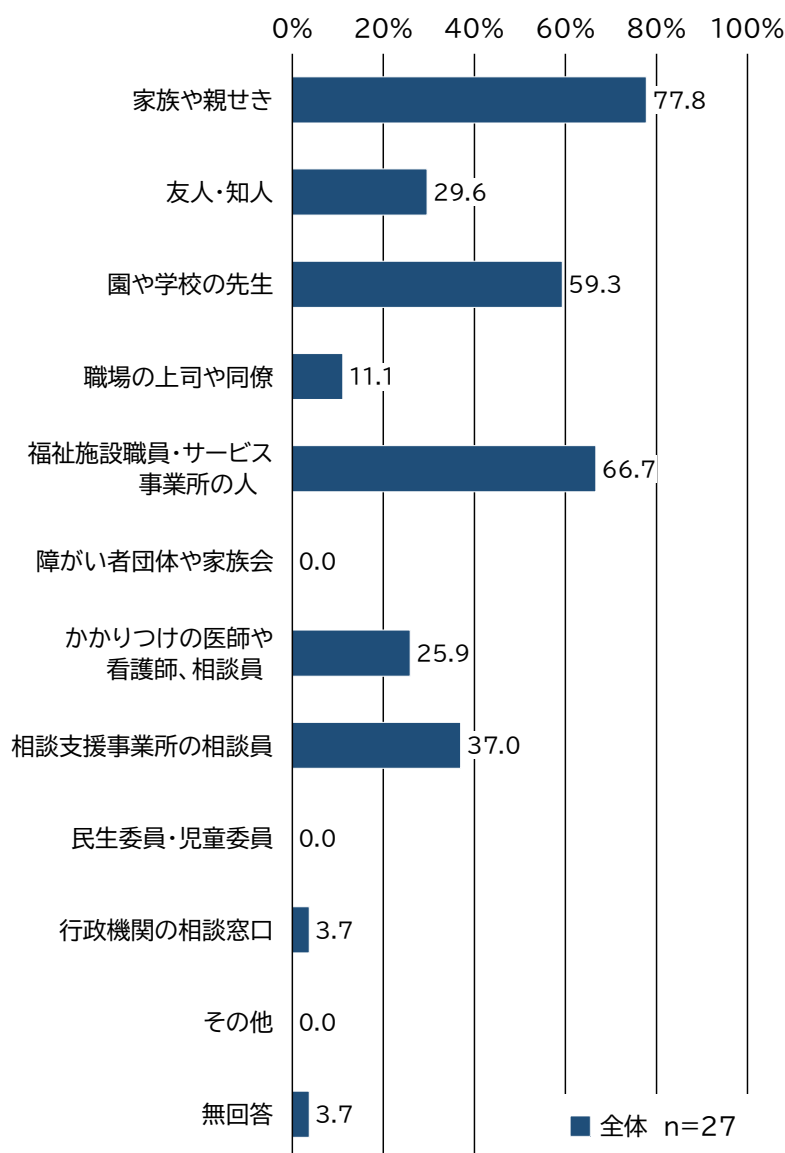
障がい児（18歳未満）の調査結果をみると、「家族や親せき」（77.8%）が最も多く挙げられました。他にも、「福祉施設職員・サービス事業所の人」（66.7%）、「園や学校の先生」（59.3%）との回答もみられました。障がい者、障がい児ともに、身近な人に相談する回答者が多いことが分かります。

窓口やサービスに対する情報提供を積極的に進め、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

図表13：悩みや困ったことをどなたに相談するか▶▶障がい者（18歳以上）



図表14:お子さんのことで、悩みや困ったことをどなたに相談するか▶▶障がい児(18歳未満)



【今後の取組】

①相談支援事業の拡充

障がいのある人やその家族等の様々な相談に応じて、必要な情報の提供と助言を行うために、地域生活支援事業の相談支援事業を実施しています。主な事業内容は、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等です。また、関係機関との連携を図ることで幅広い相談に対応するとともに、ケアマネジメントによる障がい福祉サービスの有効利用を図り、障がいのある人の地域生活を支援します。

②地域自立支援協議会の機能強化

地域自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を図る機能を担っています。「障害者総合支援法」の改正に伴い、計画相談支援を中心とした相談支援体制の充実に向けても取り組みます。

③庁内における相談体制の充実

サービス利用等の相談があった場合、障がい福祉施策に関わる関係各課で連絡・情報共有等の連携を行い適切な相談対応に努めています。今後も、関係各課が連携して迅速・的確な問題解決にあたるとともに、担当職員の研修の充実を図ります。

④地域における相談体制の充実

定期的に行われる民生委員・児童委員連絡協議会の定例会において、障がいに関する制度や生活困窮制度、高齢者の見守りに関する制度などの研修・情報提供を行っています。地域住民の身近な相談窓口となる民生委員・児童委員の資質向上を図るため、研修・啓発機会の充実と、障がいのある人を支援する地域での人的ネットワークを強化していけるよう努めていきます。

⑤家族会等の活動支援の充実

町内の家族会（甲佐町身体障害者家族会、甲佐町精神障がい者家族会（みどり会）、あいの会、（精神福祉ボランティア団体）、甲佐町手をつなぐ親の会（あゆの会））への支援として地域福祉推進助成事業がありますが、現在はいずれの家族会も活動休止しています。障がいのある人の地域生活支援に大きな役割を担っている家族会等の活動への支援とともに、活動が再開され次第、助成事業の申請について周知を図ります。

⑥相談・訪問指導の推進

幼児期からの障がいの早期発見・早期療育のために、保健師から相談があった場合、随時対応しております。今後も、家族の不安・負担の解消のための支援を行います。

（３）福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい者（18歳以上）の調査結果では、暮らしていくなかで特に心配なことについて、「健康」との回答が約半数（48.5％）と、最も多く挙げられました。また、「医療」（23.6％）、「生活費」（18.8％）との回答もみられ、健康、医療等といった身体に関する心配が多いことが分かります。一方、「特に心配はない」と回答した人の割合は回答者全体の2割（20.0％）を占めています。

介助者の年齢をたずねたところ、「65歳以上」と回答した人の割合が約半数（52.4％）を占めています。他にも、「40～64歳」（32.3％）、「20～39歳」（1.8％）との回答もみられました。

手帳所持者別にみると、療育手帳所持者は「40～64歳」と回答した人の割合（61.9％）が他の手帳所持者の割合と比べて高いです。このように、全体的に介助者は40代以降の方が多いことが分かります。

介助者がお困りのことをみると、「自分自身の健康が不安」（37.8％）との回答が最も多く挙げられており、他にも、「心身ともに疲れる」（17.7％）との回答もみられました。一方で、「困っていることは特にない」と回答した人の割合が回答者全体の約3割（31.1％）を占めていることが分かります。

障がい児（18歳未満）の調査結果では、介助者（支援者）の健康状態について、「健康である」（88.9％）との回答が最も多く挙げられました。他にも、「体力に不安がある」、「障がいがある」、「よくわからない」との回答もみられます（すべて3.7％）。

介助者が高齢であることで、介護負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介護する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます。障がいのある方や介助者の不安感を取り除くためにも、福祉サービスを充実していく必要があります。

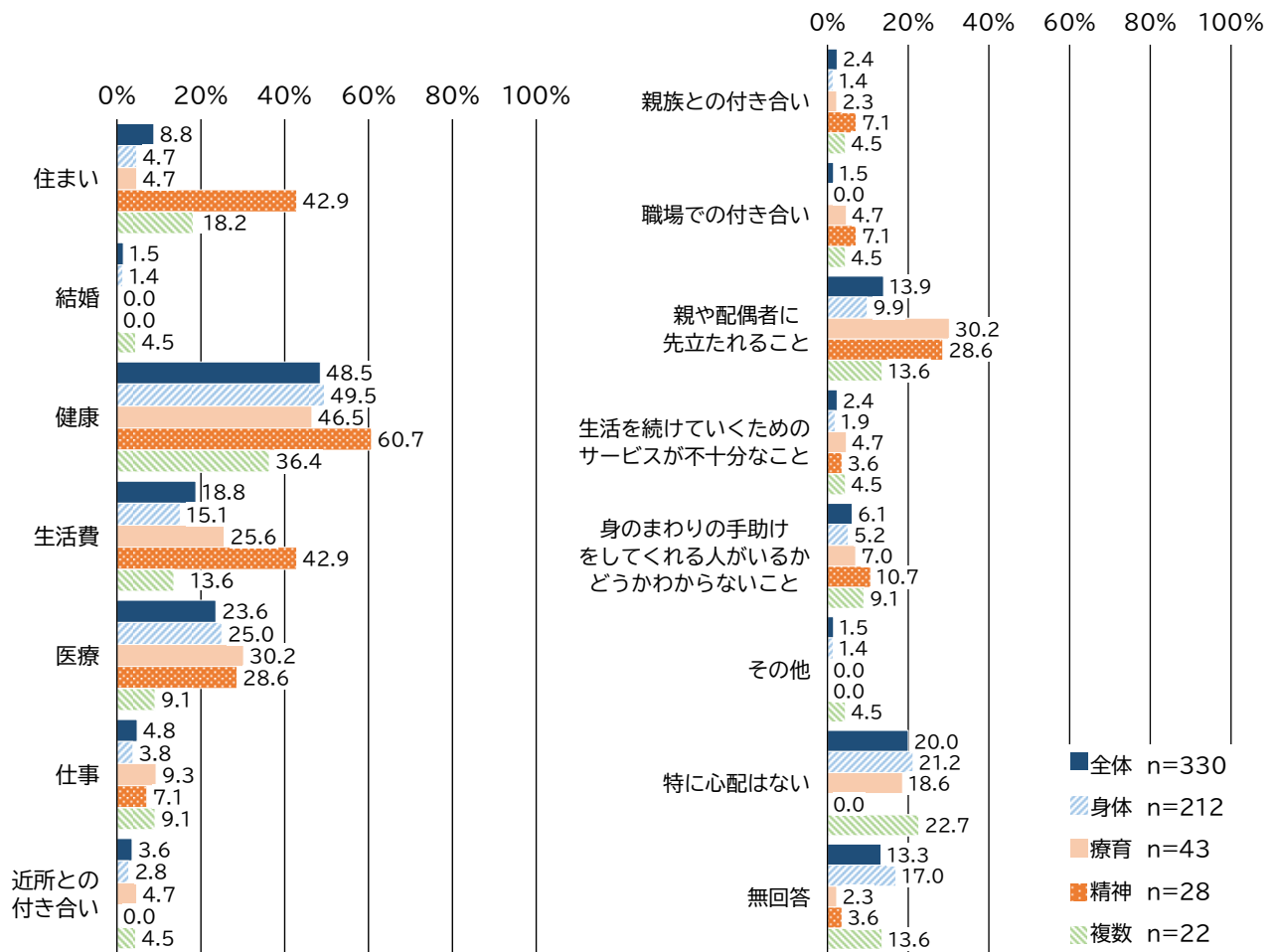
事業所アンケートでは、事業所が不足しているという課題が多く挙げられています。介護・支援のニーズが高いことから、利用者を受け入れたくても引き受けできない現状がみられます。

人材面では、職員の人員不足という課題が多く挙げられています。今後の取組としては、作業指導を行う職員の技術レベルの継承が挙げられています。障がい福祉サービス提供の充実を図るには、障がい福祉サービスに携わる次の担い手の確保をしていくための体制の充実が必要です。

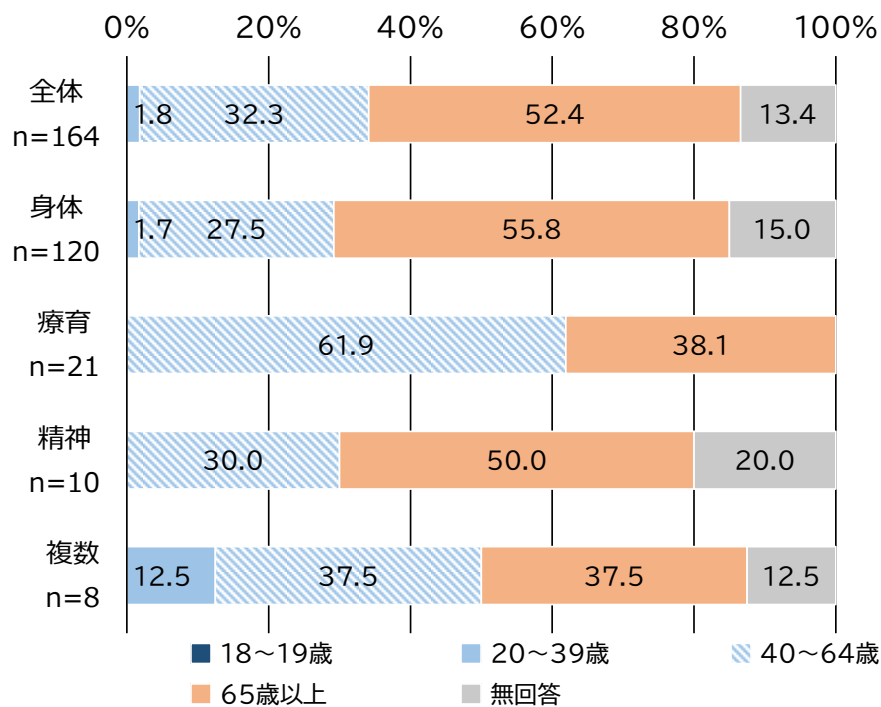
その他では、職員数が少ない問題から全員で活動する場が近場のみに限られるが資源が少なく思うような余暇活動ができていない、就労継続支援A型事業所がない、といった課題が挙げられています。特に、就労継続支援A型事業所がない、という意見が多く、事業所の拡充が求められています。

障がいのある人が地域で安心して暮らすため、ニーズや課題に対応し、適切な障がい福祉サービスに繋ぐシステムの構築が必要です。

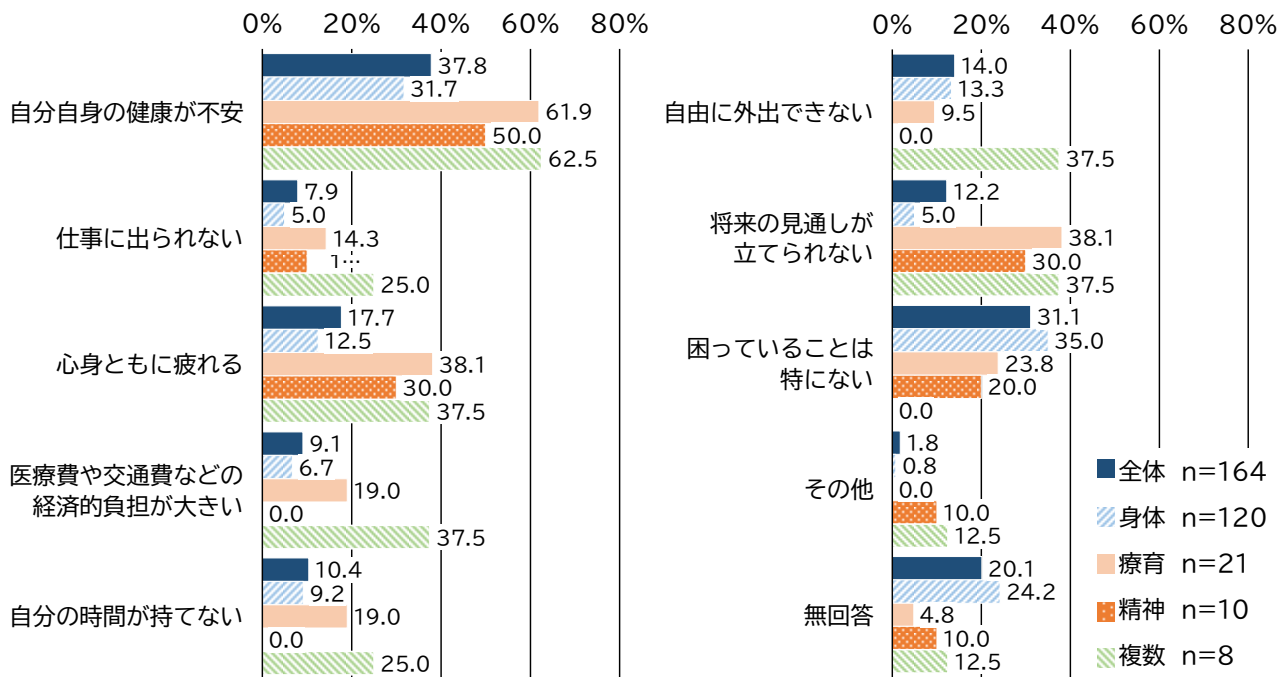
図表15:暮らしていくなかで特に心配なこと▶▶障がい者(18歳以上)



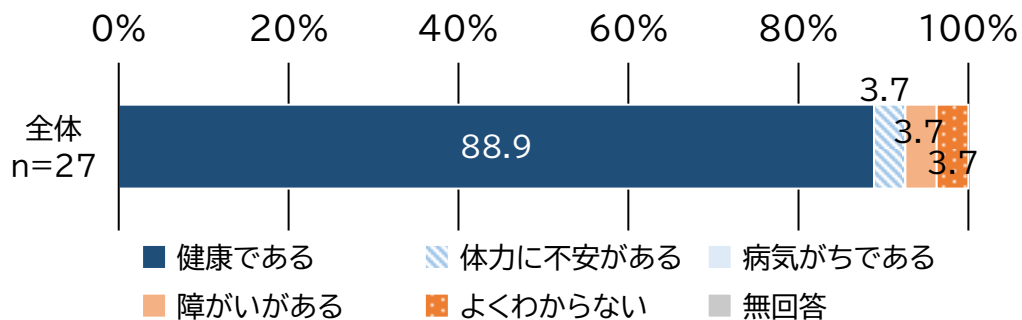
図表16:介助者の年齢▶▶障がい者(18歳以上)



図表17: 介助者がお困りのこと▶▶▶障がい者(18歳以上)



図表18: 介助者(支援者)の健康状態▶▶▶障がい児(18歳未満)



【今後の取組】

①障がい者ケアマネジメント体制の整備

障がいのある人が、地域において自立して生活することを目的に、生活ニーズに基づいたサービス利用計画を作成し、それに沿って福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスが一体的・総合的に提供されます。サービス利用計画作成のニーズに対応して、ケアマネジメント体制の整備・強化を図ります。

②訪問系サービスの充実

訪問系サービスは、障がいのある人が、在宅で訪問を受けて利用するサービスです。訪問系サービス事業者は町内に居宅介護事業所、重度訪問介護事業所は1か所ありますが、それ以外の事業所がないことが課題です。施設入所等ではなく、なるべく家族とともに在宅での生活を維持し、地域での生活を支えていくため、訪問系サービスの充実と推進を図ります。

③日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。「居住の場」と「日中活動の場」に分けてサービスが提供されるために、施設入所者においても、いくつかのサービスを利用することができます。町内には生活介護事業所、B型事業所、短期入所事業所はありますが、A型事業所、就労移行支援事業所等の事業所がなく、障がい者が希望するサービスを選択し利用できるように選択肢の確保が必要です。必要な日中活動に取り組めるよう、それぞれのサービスの充実を図ります。

④居住系サービスの充実

居住系サービスは、入所施設やグループホームで、夜間や休日に日常生活上の援助・介護のサービスを提供します。快適な日常生活を営めるように、障がいの特性に応じた住まいの確保が必要です。地域共生社会実現の推進のため、施設入所から地域移行への促進と、具体的な受け入れ先確保、受け入れ態勢の構築を検討していきます。

⑤相談支援の充実

障がい福祉サービスを利用する場合に指定相談支援事業者がサービス等利用計画作成の支援を行います。また、施設や医療機関に入所・入院している障がいのある人が地域生活へ移行する場合に、サービス等利用計画に基づく支援と移行した人の定着支援を行う事業や、一人暮らしを希望する方への定期的な訪問支援を行う事業があります。これらの事業の利用促進とサービス等利用計画作成のための体制整備を図ります。

⑥地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条に基づいて、市町村が実施主体となる法定化された事業で、障がいのある人の地域での生活を支えるための多彩な事業を実施しています。本町においても、障がいのある人それぞれの生活状況やニーズに応じた必要なサービスの適切な提供、サービス量の確保と質の向上に努め、制度の周知を図ります。

⑦ホームヘルパー等の確保・養成

障がいのある人の保健・医療・福祉ニーズが増大・多様化しており、適切な対応のために、サービスの担い手であるホームヘルパーの確保・養成を図ります。

⑧総合的な日常生活支援の推進

各種手帳を窓口交付する際に利用できる制度についての説明を行っています。障がいのある人の地域生活を支援するために、日常生活支援の拡充、医療費の助成、各種障がいへの対応など、きめ細かなサービスを提供し、福祉の充実を図ります。

✓日常生活支援の拡充

地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援や日常的な相談への対応、また、地域住民との交流を支援します。

✓医療費助成

障がいのある人の精神的・経済的負担の軽減を図るため、状況に応じて医療費の助成(重度心身障害者医療費助成)を行います。

✓各種障がいへの対応

保健及び福祉の連携強化により、常に援護が必要な重度の障がいがある人や重複した障がいのある人に対する施策の充実を図ります。また、難病患者やその家族への支援を進めます。

（４）障がいのある子どもに対する支援の充実

【現状と課題】

行政、上益城地域療育センター（令和6年度からは児童発達支援センター）、専門機関等と連携することで早期に障がいを見定め、療育・児童発達支援を行うことにより就学前までに集団生活への適応ができるよう支援を図り、就学後も生活能力向上のための訓練等の支援を充実していく必要があります。

事業所アンケートでは、学校との連携や不登校となった子どもたちに対する福祉サービスのニーズ、保護者への支援が進んでいないことが課題として挙げられました。具体的な解決案としては、親同士のピアサポートの活発化、気軽にいつでも立ち寄れる場所や話せる人の存在を作る、安心して福祉サービスを受けることができる環境づくり、といったことが挙げられています。

その他では、一つの団体や事業所でやれることは限られているので、横断的な多機関の連携や役割分担などをもっと身近に行いたい、といった意見が挙げられました。

障がい児の親は、障がいを受け入れるまでの葛藤や、周囲に理解されないことによる孤独感や日々の介助に伴う介助疲れなど、身体的・精神的負担が大きいと考えられます。このことを十分に理解し、障がい児の親を支援し見守るための体制を整えることが必要です。

【今後の取組】

①障がいの早期発見・早期療育の推進

子どもの発達や療育支援等に関する保護者からの相談に対応できるよう、随時面談を行い必要な支援を紹介し、繋げ、保護者の精神的負担を軽減できるよう取り組んでいます。また、療育などが必要な場合は、速やかな手続きに努め支援の介入や経済的軽減に努めています。

今後も、子どもの健康診査や医療機関、保育園、学校等の関係機関との連携も進め早期発見・早期療育に繋げていきます。

②発達障がい児支援事業の充実

発達障がい児支援を強化するために、乳幼児期から学童期までの一貫した相談体制と専門スタッフの充実を図ります。併せて、身近な地域で継続して生活しながら生活訓練等の支援を受けられるよう、熊本県こども総合療育センターや上益城地域療育センター（令和6年度からは児童発達支援センター）等の関係機関及び医療機関との連携を強化します。

また、身近な地域で支援を受けられるために、受給者証のある児童に限らず、サービスを利用されていない（受給者証のない）児童への支援も行います。

③障がい児保育の充実

保育士等の研修について、熊本県北部発達障がい者支援センターわっふるによる、支援者支援という形で、保育士対象発達障がい者支援者連続講座フォローアップ(ティーチャートレーニング)を取り組まれています。保育所等訪問支援のマニュアルを作成し、教育委員会、学校等への説明会(研修)を実施することで周知を図り、障がい児保育の体制と支援の強化に努めていきます。

④障がい児教育の専門性の向上

保育園や学校等から相談があった場合に関係機関へ繋ぐ等の支援を、随時対応しています。障がいのある幼児・児童・生徒の教育ニーズに応じた適切な教育・指導が行えるよう、保育士並びに学校等の障がい児教育担当者及びスクールカウンセラーの専門性向上を図ります。

5. 保健・医療の推進（基本目標⑤）

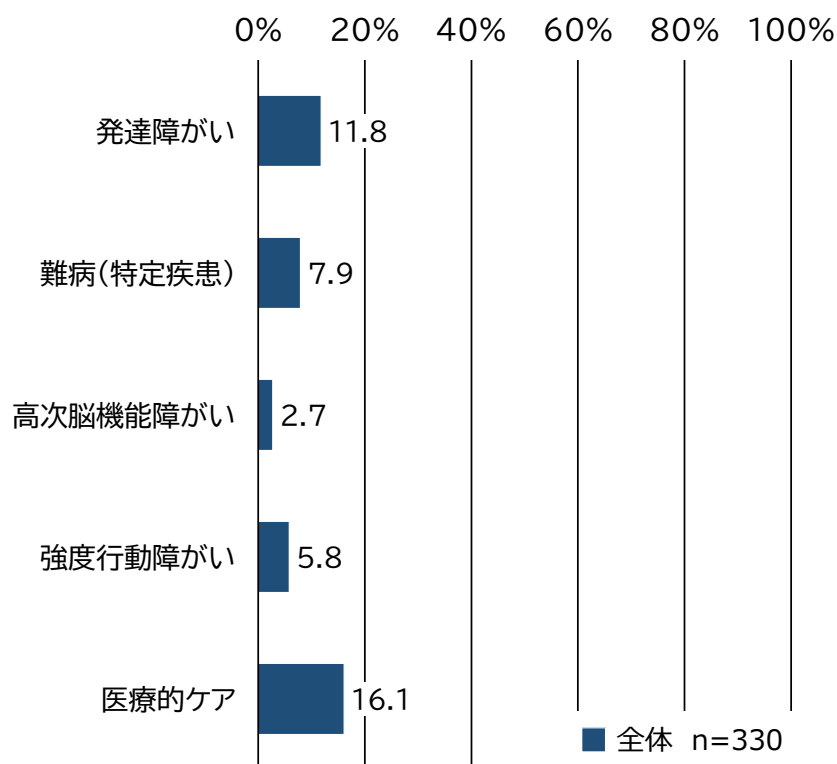
（１）保健・医療の充実

【現状と課題】

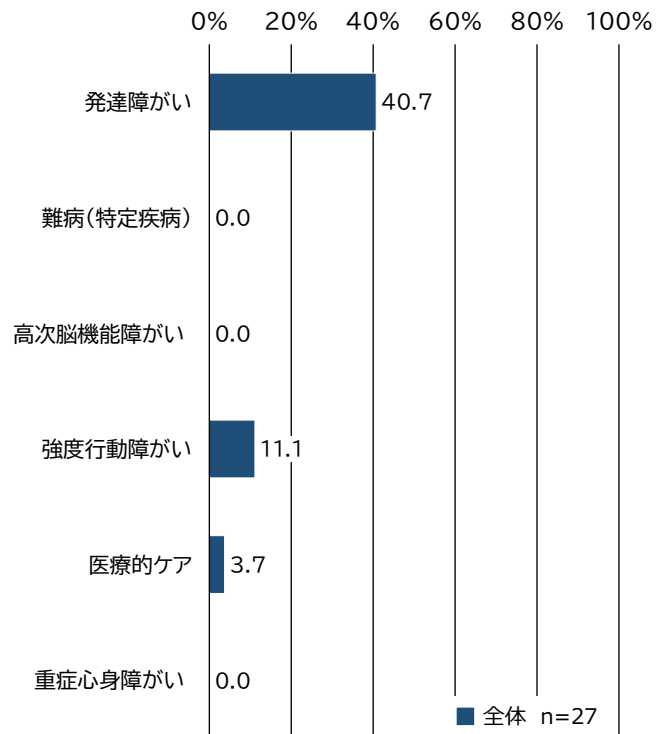
障がい者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供が必要となります。

小児に対しては、障がい児（18歳未満）の調査結果から認定や診断を受けている割合をみると「発達障がい」（40.7％）が一番高く、「強度行動障がい」（11.1％）、「医療的ケア」（3.7％）という状況があります。妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査や健康教室等を通して、障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療に繋げていく必要があります。また、障がいにより早期療育が必要と判断された時には、上益城地域療育センター（令和6年度からは児童発達支援センター）へ繋ぎ、安心ある暮らしのために必要なことで意見が多かった「障がいや発達課題の早期発見、早期療育、訓練等事業の推進」、「障がい児保育・障がい児教育の充実」を図ることが重要です。

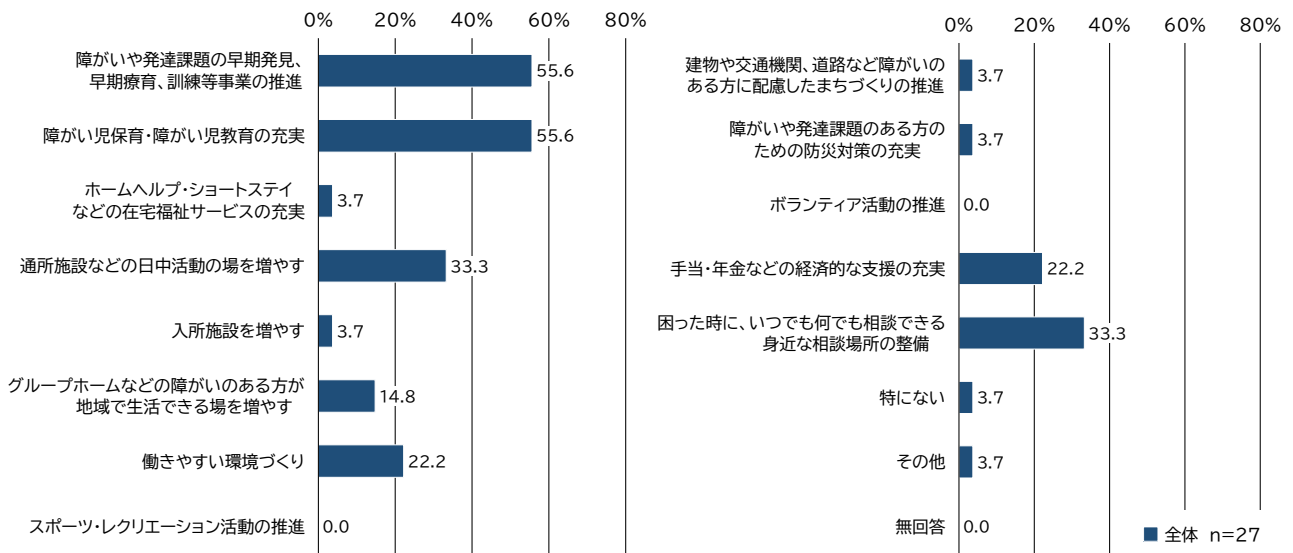
図表19：以下の認定や診断等を受けている割合▶▶▶障がい者（18歳以上）



図表20:以下の認定や診断等を受けている割合▶▶障がい児(18歳未満)



図表21:安心ある暮らしのために必要なこと▶▶▶障がい児(18歳未満)



【今後の取組】

①各種健康診査・保健指導の充実

「母子保健法」に基づき、乳幼児健康診査や教室、訪問等を通して障がいの原因となる疾病の早期発見・早期治療に繋がっています。発達確認等において障がいの早期発見・早期療育に繋がります。また、2歳児の教室や1.6歳児3歳児健診では、療育に知見と経験を有する福祉の専門職にも従事してもらい障がいや発達課題の早期発見・早期療育に繋がるよう取り組んでいます。

身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移をみると「肢体不自由」、「内部障がい」で所持している者が多いことから、脳血管疾患や生活習慣病からの腎臓病も多いと考えられます。脳血管疾患や腎臓病、糖尿病等の生活習慣病を起因とし、日常生活に支障をきたすような健康障がいは、生活の質の低下にも繋がります。そのため、「甲佐町データヘルス計画」等に基づき、特定健康診査等の受診率向上や特定保健指導の充実、重症化予防の取り組みを実施しています。

②保健・医療・福祉関係機関の連携

障がいの種類等により、関係機関と連携を図りながら支援を行っています。乳幼児に関しては、各種乳幼児健診や教室時に上益城地域療育センター(令和6年度からは児童発達支援センター)の相談員による、保護者への相談対応等を実施しています。また、1歳からの就園が多いことから保育園を巡回し、保育士が発達障がいを持つ児童との関わりを学ぶ機会の提供や、療育が必要な児が保育園においても療育を受けることができるよう連携を図っています。

③医療・リハビリテーション体制の整備

治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、適切な医療、医学的リハビリテーションが受けられるよう、情報収集に努めるとともに関係機関との連携調整を図っていきます。

④保健・医療サービス等に関する情報提供の充実

保健・医療サービス等の提供機関や各種支援内容等に関する情報を収集し、提供できるよう行っています。

（２）精神保健対策の充実

【現状と課題】

障がいの要因となる疾病は多様化・複雑化し、様々なストレスなどによって心の問題を抱えた人が増加しており、その年齢も子どもから高齢者まで対象が広がっています。精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言い難く、根強い偏見も残っており、早期対応に結びついていない現状があります。

事業所アンケートでは、精神障がい者が増えてきているが精神障がい者に対する知識が少ないため対応が困難な場合がある、という課題が挙げられています。

精神保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、今後においても心の健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

【今後の取組】

①精神障がいに対する理解の普及

上益城5町で組織する上益城圏域自立支援協議会の部会の一つとして、精神障がい者支援部会があります。精神障がいに関する研修（事例検討等）を、圏域の相談支援事業所や行政に対して行っており、知識の普及に努めています。精神障がいのある人の地域生活の継続、または地域生活移行を支援するため、関係機関・施設等と協力して、精神障がいに対する正しい知識の普及に努めます。

②精神障がい者の日常生活支援

精神に障がいのある人ができるだけ地域で生活できるようにするため、地域定着支援や自立生活援助の周知と、精神に障がいのある人とその家族の多様なニーズに応じた相談体制の強化を図ります。

③地域生活移行への支援

地域移行支援の周知を図っていくとともに、サービス内容の普及・啓発を通じて、医療機関等に入院している精神に障がいがある人の地域生活への移行を支援します。

④心の健康づくり推進

心配ごと相談窓口を開設し、民生委員が心の健康相談を含む相談対応をしています。広報、防災無線、安心メール等で周知を行っています。今後も、心の健康相談窓口や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。

（３）難病に関する保健・医療施策の推進

【現状と課題】

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」では、一定の難病の患者が対象として加えられ、令和3年11月1日からは366疾病に見直されています。

難病患者への福祉サービスは、これまでは補助金事業として一部の市区町村での実施に留まっていますが、「障害者総合支援法」の対象となることにより、すべての市区町村での実施が可能になりました。

【今後の取組】

①難病対策の充実

難病の認定や難病指定受給者証の交付などの事業を管轄する御船保健所と連携しながら、体制の充実に努めます。また、難病についての相談があった場合は御船保健所に情報提供を行い、相談者に案内を行います。今後も、難病のある人が安心して地域生活を送ることができるように、専門性を持った相談体制の整備と支援体制の充実に努めます。

②難病患者等に対する生活支援体制の整備

難病受給者証があることで利用できる障がい福祉サービスや制度については相談があった際に随時対応を行います。

③難病患者に対する福祉施策の推進

各関係機関との連携を強化し、難病患者それぞれの特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。

④町職員の障がいに対する理解のさらなる促進

職員が障がいや難病についての理解をさらに深めるために、研修等の実施に努めます。

⑤あらゆる媒体等を通じた広報・啓発

関連のパンフレット、行事のお知らせのチラシ等の庁舎内の掲示に加え、今後は、広報紙やホームページへの掲載を図っていくことで、町民に対する高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者など、多様な障がいについての理解の促進に努めます。

6. 雇用・就業、経済的自立の支援（基本目標⑥）

（１）総合的な就労支援

【現状と課題】

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

今後とも関係機関と引き続き連携し、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

【今後の取組】

①雇用に関する情報提供・相談体制の充実

就労を希望する障がいのある人が、求人などの雇用に関する情報を容易に入手できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化します。

②企業等に対する雇用の働きかけ

公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、障がいのある人の雇用促進を企業等に働きかけていきます。

③公共機関における雇用拡大の促進

町や町関係団体等の障がい者雇用について、法定雇用率を確保するとともに、より一層の雇用を実現するための体制づくりを進めます。

④就労支援のためのネットワーク構築

上益城圏域自立支援協議会の中での就労支援部会においてサービス提供事業所間での情報共有を行っています。地域自立支援協議会、特別支援学級・学校、公共職業安定所、商工会、企業、サービス提供事業所、町等の関係機関の連携によって、障がいのある人の就労支援のネットワーク構築を図ります。

（２）経済的自立の支援

【現状と課題】

調査結果では、行政（国・県・町）が充実すべき支援について、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」（34.2％）との回答が最も多く挙げられました。

手帳所持者別にみると、すべての手帳所持者で「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」と回答した人の割合が高い傾向にあり、経済的な援助が求められていることが分かります（身体：33.0％、療育：44.2％、精神：57.1％）。

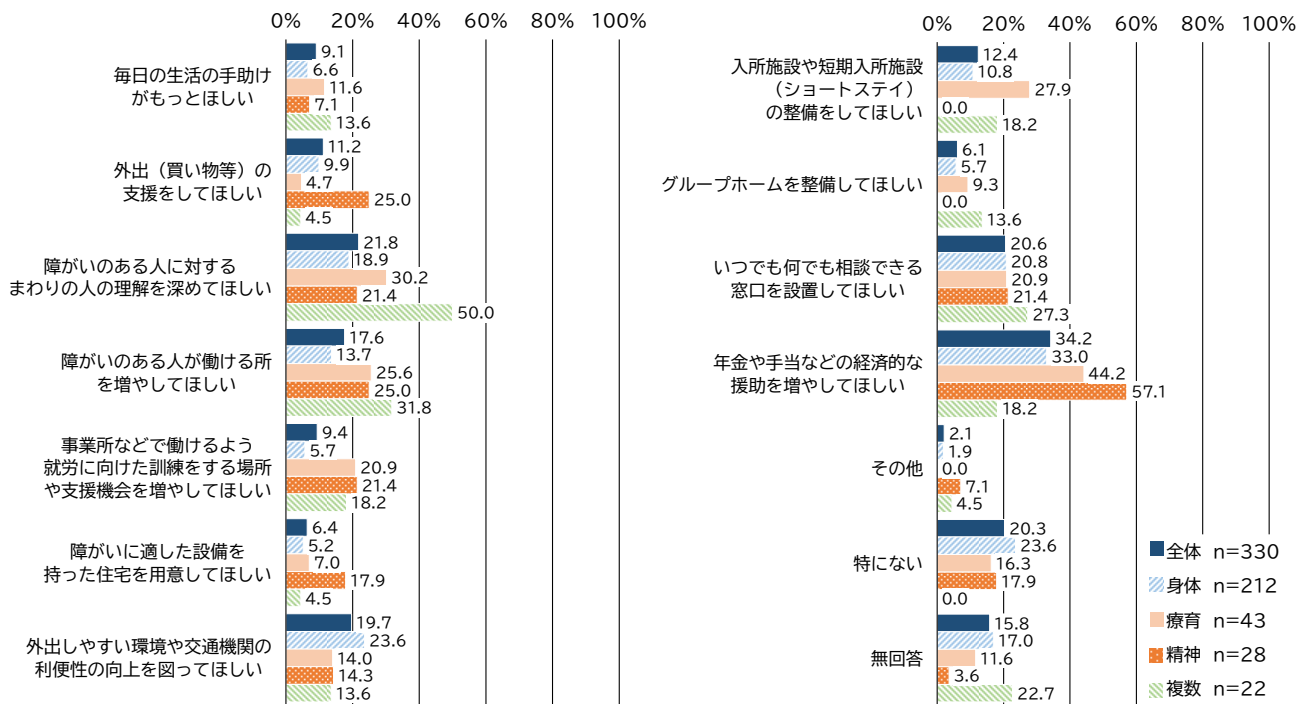
今後3年以内に一緒に暮らしたい人について、「家族で暮らしたい」（53.0％）との回答が最も多く挙げられました。他にも、「福祉施設やグループホーム等で仲間と暮らしたい」（15.5％）、「ひとりで暮らしたい（自宅）」（14.8％）との回答もみられます。手帳所持者別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は「ひとりで暮らしたい（自宅）」と回答した人の割合（25.0％）が他の手帳所持者の割合と比べて高いことが分かります。

今後3年以内に暮らしたい場所について、「一般の住宅」（45.8％）との回答が最も多く挙げられています。また、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者は「福祉施設（障害者支援施設）」（20.9％）が、精神障害者保健福祉手帳所持者は「一般の住宅」（64.3％）が他の手帳所持者の割合と比べて高くなっています。今後家族で暮らしたい、一般の住宅で暮らしたいと考えている人が多いことが分かります。

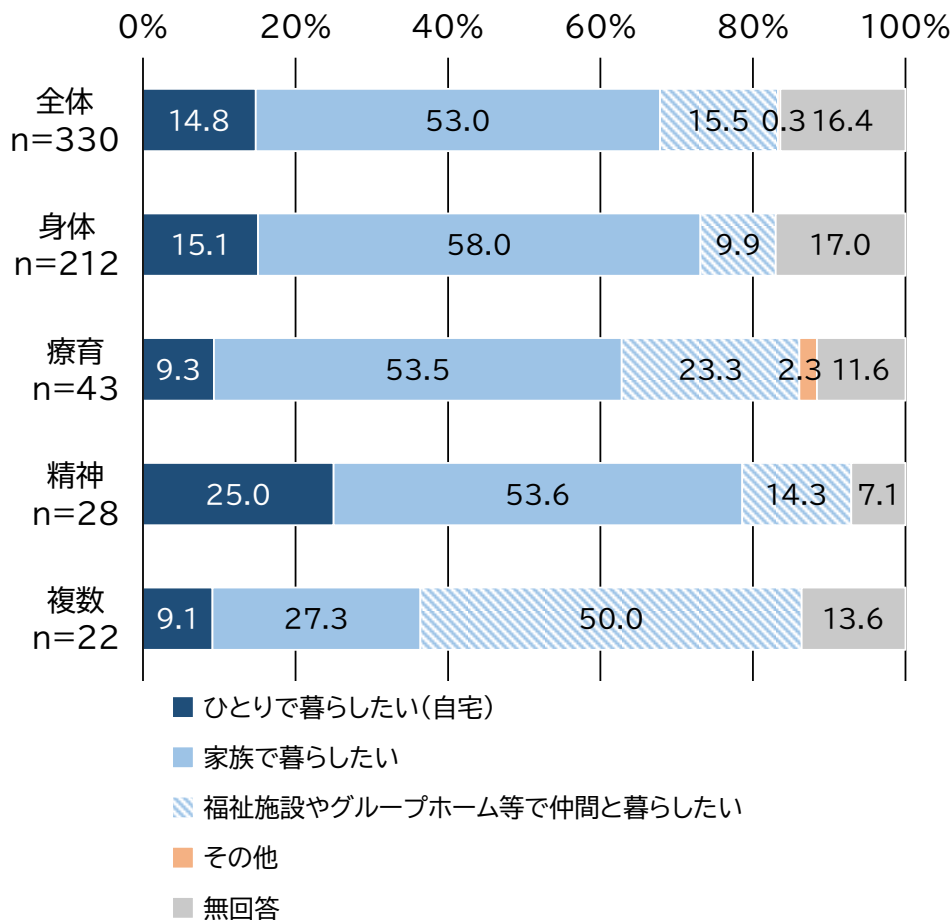
事業所アンケートでは、障がい者の家族、貧困への包括的な支援、予算の減少も著しく次年度拡充してほしい、といった課題が挙げられました。事業所や職員、または障がい者の家族等への支援体制の充実が求められています。

障がい者の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図っていくことも重要です。経済的負担の軽減等により経済的自立を支援することが必要です。

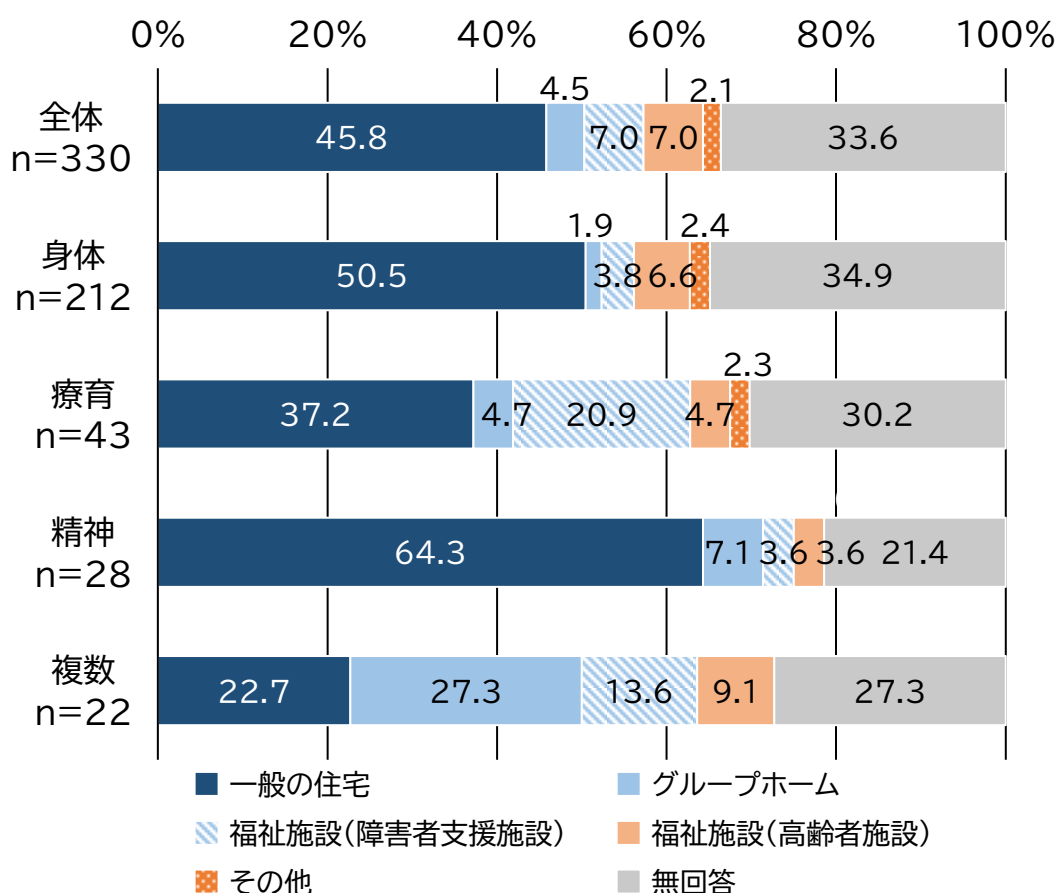
図表22:行政(国・県・町)が充実すべき支援▶▶障がい者(18歳以上)



図表23:今後3年以内に一緒に暮らしたい人▶▶障がい者(18歳以上)



図表24: 今後3年以内に暮らしたい場所▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①年金・手当制度の周知

障害基礎年金のパンフレット配布と、特別障害者手当等についてはホームページに掲載の他、広報紙等でも周知を行っています。今後も、障害基礎年金や特別障害者手当などを掲載したパンフレット、ホームページ等を通じて、各種制度の周知に努めます。

②成年後見制度等の周知

成年後見制度の周知及び甲佐町社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進に努めます。

③各種割引制度の周知

障害者手帳を取得された際に制度の案内、申請書の受付を行っています。今後も、NHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進と、障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。

（３）障がい者雇用の促進

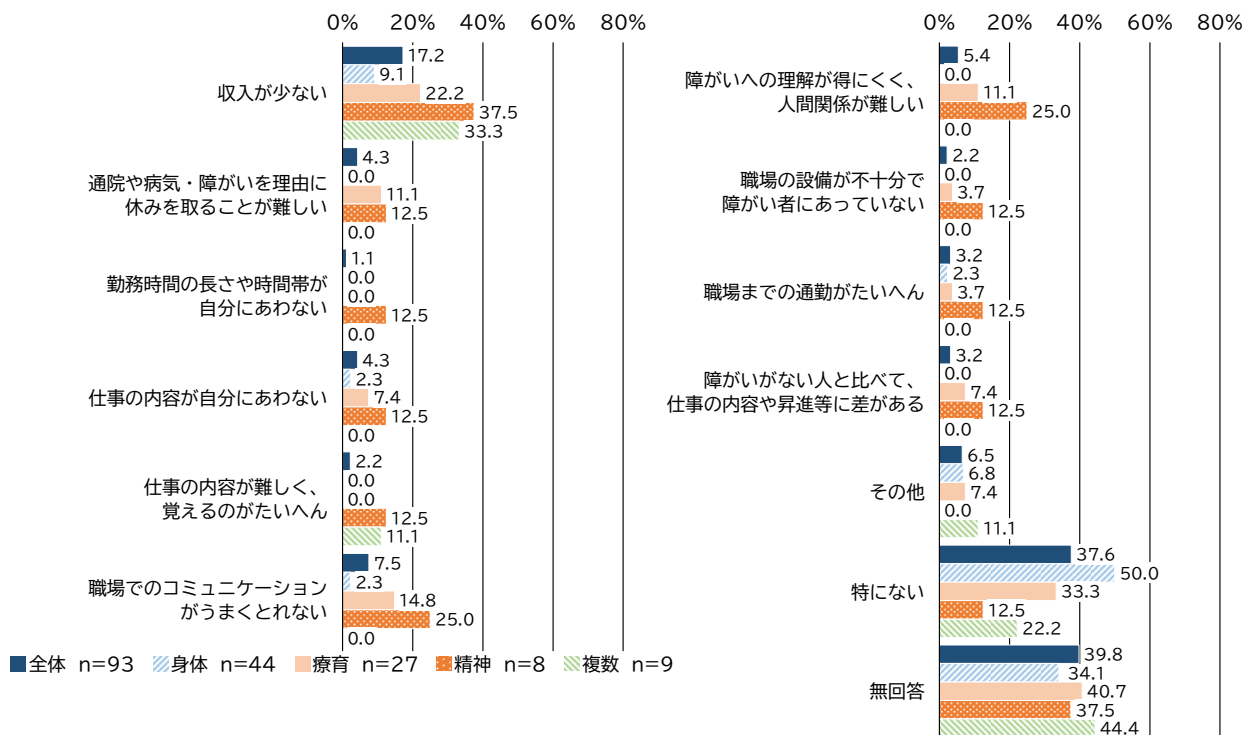
【現状と課題】

調査結果では、仕事のことで悩んでいることや困っていることについて、「特にない」(37.6%)との回答が最も多く挙げられています。一方で、「収入が少ない」(17.2%)、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(7.5%)との回答もみられました。

事業所アンケートでは、一般就労先など受け入れる資源が少ない、といった課題が挙げられました。関連する取組としては、優先調達法を利用した取り組みに着手し、事業所や利用者への理解の促進や雇用拡大、地元企業等での仕事を創出に繋げてほしい、といったことが挙げられました。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、ハローワーク上益城とも連携し、障がい者が一般就労できるよう、取り組んでいくことが大切です。

図表25:仕事のことで悩んでいることや困っていること▶▶▶障がい者(18歳以上)



【今後の取組】

①一般就労の実現

障がいのある人の就労を支援するための就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の利用促進を図るために広報・啓発を行っていきます。それにより、働く能力の向上を図り、一般就労の実現に結び付けます。

②障害者雇用促進事業等の推進

公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障害者雇用納付金制度等の障害者雇用促進事業について広報紙・ホームページ等で啓発・普及を図ることで、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。

③福祉的就労の充実

障がいのある人の特性に応じた就労機会を提供できるように、就労移行支援事業所やハローワーク、若者サポートステーション等の関係機関と連携して就労機会の拡大に努めていきます。

④学校と連携した雇用機会の拡大

就職を希望する生徒の就職支援を効果的に進めるため、学校等と連携して情報及び課題の共有を行い、生徒の雇用が促進されるよう支援体制の整備を図ります。

7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等の推進（基本目標⑦）

（１）インクルーシブ教育システムの推進

【現状と課題】

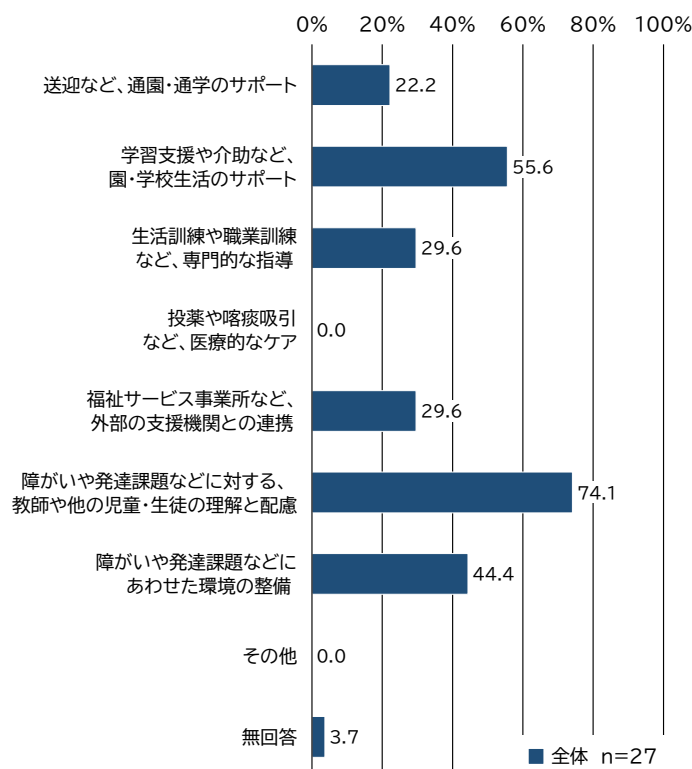
障がいのある人、ない人にかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努める必要があります。

調査結果では、園や学校にお子さんが通ううえで求めることについて、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」（74.1％）との回答が最も多く挙げられました。他にも、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」（55.6％）、「障がいや発達課題などにあわせた環境の整備」（44.4％）との回答もみられ、障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが教育を受けられる状況になるには課題が残されていることが分かります。

本町においても、インクルーシブ教育システム※の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学べ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

※「障がい者の権利に関する条約」第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされています。

図表26:園や学校にお子さんが通ううえで求めること▶▶▶障がい児(18歳未満)



【今後の取組】

①就学指導の充実

障がいのある子どもの特性や希望に応じた適切な就園・就学が可能となるよう、保護者や就学指導に関わる教職員、児童福祉施設等の職員と連携した教育相談体制の充実を図ります。

②特別支援教育の充実

障がいのある子どもの特性に応じた適切な教育の推進として、小・中学校の特別支援学級への入級や特別支援学校への進学について、医師や特別支援学校長等で構成された教育支援委員会(就学指導委員会)を開催し、学校での支援を推進しています。また、特別支援学級での生活援助・学習補助を目的に、特別支援教育支援員を配置しています。今後も、障がいのある子どものための教育環境の整備・改善とともに、教育・福祉・労働など関係分野との連携強化による進路指導の充実を図ります。

③子どもの心の問題への対応

複雑化する子どもたちのこころの問題に適切に対応するために、上益城圏域において小・中学校に専門的な知識と経験を持つスクールカウンセラーを配置して、こころの問題に対処するための相談体制を設けています。また、障がいのある子どもに対するいじめを防ぐための体制を整備するとともに、教育現場での子どもたちのこころの問題に対処するための体制を強化していきます。

④教育相談、就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、本人・保護者の意向を尊重しながら就学指導に努めます。

⑤学校施設のバリアフリー化

本町では甲佐小学校、甲佐中学校はバリアフリー化されており、多目的トイレは町内全校に設置する等、学校施設のバリアフリー化が進んでいます。バリアフリー化は大規模改修、建て替え等が必要なことから、エレベーター設置における複数棟に分かれた校舎の段差解消等の課題があります。児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごせるよう学校施設のバリアフリー化に努めます。

（２）生涯を通じた多様な学習活動の充実と文化芸術活動・スポーツ等の推進

【現状と課題】

これまで、行政は、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする学校教育施策によって、学校を卒業してからは福祉施策や労働施策によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障がいのある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要であると考えています。

スポーツは、障がい者の体力の維持、増進、リハビリテーション、障がいに対する理解を促すものとして、重要な役割を果たし、文化活動は、障がい者にとって、心豊かな日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、一般の人たちの障がいに対する理解を得る手段としても重要な役割を果たしています

障がい者によって障がいの程度は様々ですが、様々なスポーツや文化活動についての情報を提供することで、参加を促していくことが大切です。また、全ての障がい者のスポーツ及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにしていくこと、また、これらの活動を通じて、障がい者の体力の増強や交流、余暇の充実等を図っていく必要があります。

【今後の取組】

①生涯学習の推進

障がいのある人の生涯学習の機会づくりと生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

②学習活動の支援

甲佐町生涯学習センター図書室や公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。

③点字図書・大活字本の整備充実

甲佐町生涯学習センター図書室でのニーズに応じた点字図書・大活字本を充実するよう努めます。

④スポーツ・文化活動等への支援

各種スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション教室の開催を通して、障がいのある人のスポーツ活動を支援します。併せて、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の指導者の育成・確保にも努めます。また、障がいのある人が参加する芸術祭や展覧会、コンサートなどの開催についても積極的に支援します。

⑤スポーツ・レクリエーション施設等の整備

本町にあるスポーツ・レクリエーション施設を、障がいのある人が安心・安全に利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に沿って整備していきます。

第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 成果目標と活動指標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

国の基本方針
○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。
○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

町の成果目標
○令和4年度末時点の施設入所者数の3%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。
○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から3%以上削減する。

【町の成果目標設定の考え方】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数 30人	令和8年度末 地域移行者数 1人(3.3%移行)
施設入所者数		令和8年度末 施設入所者数 29人(1人 3.3%削減)

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の新たな基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業などに関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(一月あたりの利用者数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	11人	12人	13人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数※新規	1人	1人	1人

3. 地域生活支援の充実

国の基本方針
○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。<u>※新規</u>

【町の成果目標】

	数値	設置単位
令和8年度末時点の地域生活拠点等の設置箇所	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の強度行動障がい有する者への支援体制の整備数 <u>※新規</u>	1箇所	圏域による設置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針
○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。 ○就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。 ○就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。 ○就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。<u>※新規</u> ○就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

町の成果目標
○就労移行支援、就労継続支援A型、B型及び就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を各1名とする。

【町の成果目標】

	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度
一般就労移行者	0人	3人
就労移行支援のみ	0人	1人
就労継続支援A型のみ	0人	1人
就労継続支援B型のみ	0人	1人
福祉施設から一般就労への移行者 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	0人	1人

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ○令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保する。 ○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【町の成果目標】

	数値	設置単位
令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	6箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	圏域による設置
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1箇所	市町村単独での設置

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針
○令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。<u>※新規</u>

【町の成果目標】

	設置単位
相談支援体制の確保	圏域による設置
自立支援協議会の体制確保	圏域による設置

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無 <u>※新規</u>	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	10件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	4件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	4回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 <u>※新規</u>	0回	0回	4回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 <u>※新規</u>	0人	0人	1人
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 <u>※新規</u>	4回	4回	4回
自立支援協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数 <u>※新規</u>	5箇所	5箇所	5箇所
自立支援協議会の専門部会の設置数 <u>※新規</u>	4箇所	4箇所	4箇所
協議会の専門部会の実施回数 <u>※新規(延べ回数)</u>	22回	22回	22回

7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針
○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	12回	12回	12回

8. 発達障がい等に対する支援

国は基本指針の中で、発達障がい者などに対する支援に関する基本的な考え方を示し、それに基づく活動指標の設定を求めていることから、本町では発達障がい者などに関する活動指標を以下のとおり定めました。

【活動指標】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング※ ¹ や ペアレントプログラム※ ² 等の 開催回数	ペアレントトレーニング※ ¹	1回	1回	1回
	ペアレントプログラム※ ²	1回	1回	1回
ペアレントメンター※ ³ 等を活用したピアサポート※ ⁴ の活動 の実施回数		1回	1回	1回

※¹ ペアレントトレーニングとは、発達障がいのある子どもの家族向けに開発されたもので、発達障がいの診断のある子どもの保護者が対象者となっています。発達障がい者支援センターの職員など専門の知識を有する方の講習を受けることで、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、障がいの特性をふまえた褒め方や叱り方などを学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標としています。

※² ペアレントプログラムとは、育児に不安がある保護者、仲間づくりを築くことに困っている保護者で、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員など）が効果的に支援できるよう設定されたグループのプログラムのことをいいます。

※³ ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けている親のことをいいます。

※⁴ ピアサポートとは、当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

第2章 サービス等の見込みと確保方策

1. 障がい福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するものであって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。(日常生活に生じるさまざまな介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

◆ サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	46	45	45	50	55	60
	人/月	8	7	5	5	7	9
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	85	85	85
	人/月	0	0	0	1	1	1
同行援護	時間/月	0	10	12	12	24	24
	人/月	0	1	1	1	2	3
行動援護	時間/月	0	0	0	5	10	15
	人/月	0	0	0	1	2	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がいのある人の障がいの程度やニーズをはじめ、介護者の有無や住まい、交通手段などの生活環境に応じて適正なサービスの提供に努められるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。機能訓練は、身体障がいまたは難病の方、生活訓練は、知的障がいまたは精神障がいの方が対象となります。
就労選択支援 ※新規	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、企業や自宅などへの訪問・来所により、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と介護を常に必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気などの理由により、短期間(夜間も含む)施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,076	1,045	1,088	1,083	1,140	1,197
	人/月	53	55	53	57	60	63
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0	22	22	22
	人/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	22	28	28	42	42
	人/月	0	1	2	2	3	3
就労選択支援 ※新規	人/月				0	6	6
就労移行支援	人日/月	0	22	25	24	36	36
	人/月	0	2	2	2	3	3
就労継続支援(A型)	人日/月	274	275	246	330	390	450
	人/月	17	18	15	23	29	35
就労継続支援(B型)	人日/月	595	586	596	645	735	825
	人/月	38	39	33	40	45	50
就労定着支援	人/月	2	0	0	1	2	2
療養介護	人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日/月	1	6	12	41	41	41
	人/月	2	3	5	5	5	5
短期入所(医療型)	人日/月	2	1	2	11	11	11
	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆見込量確保のための方策

障がいの程度やニーズに応じて、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(3) 居住系サービス

名称	内容
自立生活援助	1人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
施設入所支援	夜間や日中において施設に入所する障がいのある人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	28	35	35	41	45	49
共同生活援助利用者数の うち重度障害者 ※新規	人/月				16	18	20
施設入所支援	人/月	31	30	30	30	30	29

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆見込量確保のための方策

施設入所者をはじめ、精神障がいにより長期間社会的入院※をしている者について、受入条件が整えば地域生活に移行することができるよう、計画相談支援などを有効に活用しながら、ニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

※社会的入院とは、治療の必要のない患者が、長期間入院し続ける状態のこと。

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うとともに、障がい福祉サービスなどの利用開始や継続に際して、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境などを考慮し、サービス等利用計画を作成するサービスです。
地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対し、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用、体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行をするための支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活をする障がい者に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談など必要な支援を行います。

◆ サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	24	25	20	25	27	30
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆ 見込量確保のための方策

障がいのある人が、個別の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、相談支援事業所や関係機関、関係各課と連携し、相談支援体制の整備を図ります。

2. 障がい児向けサービスの見込み

(1) 障害児通所支援/入所施設

名称	内容
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休暇時において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などを継続的に行い、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童について、通い先の施設などを訪問し、障がいのある児童及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応のための専門的な支援や支援方法などの指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援センターなどの施設において、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	44	37	51	62	70	78
	人/月	19	15	19	25	31	36
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	286	373	386	441	486	540
	人/月	35	41	44	52	60	68
保育所等訪問支援	人日/月	0	4	5	20	26	32
	人/月	0	3	7	10	13	16
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	15	15	15
	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆見込量確保のための方策

利用者のニーズの変化を踏まえ、各事業の利用促進を図ります。

(2) 障害児相談支援

名称	内容
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

◆サービス実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	11	13	13	15	17	19

※令和5年度は7月31日時点の数値

◆見込量確保のための方策

利用者のニーズの変化を踏まえ、各事業の利用促進を図ります。

(3) 市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

◆実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数※新規	人	-	-	-	1	1	1

3. その他（定量的な目標）の見込み

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及び提供体制の整備

◆実績値及び見込量

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所の障がい児受入人数	人	5	2	4	6	7	8
認定こども園の障がい児受入人数	人	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業の障がい児受入人数	人	3	5	6	9	9	9

※令和5年度は見込みの数値

4. 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。本町が実施する地域生活支援事業は、以下の通りです。

◆地域生活支援事業(全体)

名称	実施事業
必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業
	(2)自発的活動支援事業
	(3)相談支援事業
	(4)成年後見制度利用支援事業
	(5)成年後見制度法人後見支援事業
	(6)意思疎通支援事業
	(7)日常生活用具給付等事業
	(8)手話奉仕員養成研修事業
	(9)移動支援事業
	(10)地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1)日中一時支援事業
	(2)自動車改造費助成事業
	(3)巡回支援専門員整備事業

【必須事業】

（１）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を無くすために、障がいのある人への理解を深めるための啓発事業などを通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指すものです。町においては、事業実施について検討していきます。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（２）自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。町においては、事業実施について検討していきます。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

※令和５年度は７月３１日時点の数値

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行います。主な内容は、福祉サービスの利用援助(情報提供、相談)、社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等です。

区分	単位	実績値			計画値※		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	1	1	1

※令和5年度までは上益城圏域での共同委託だったが、令和6年度からは1町1事業所での委託となる予定

※令和5年度は7月31日時点の数値

②上益城圏域自立支援協議会

上益城圏域自立支援協議会は、障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場です。地域における、障がいのある人の支援に関する課題について情報を共有し、上益城圏域内の関係機関と連携を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制を整備するための場として機能しています。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
上益城圏域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、現在、町の担当窓口において高齢者や障がいのある人などに、成年後見制度利用相談を実施しています。今後においても、相談支援事業所での対応も含め、成年後見制度の利用促進を図ります。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（５）成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援する事業です。今後は、障がいのある人を対象とした事業についても実施体制の整備を進めます。町においては、事業実施について検討していきます。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（６）意志疎通支援事業

意志疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能などの障がいのため、意思伝達に支援が必要な人のためにコミュニケーションの手助けを行う事業です。本町では、聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者、要約筆記者の派遣件数	件/年	14	19	7	20	22	24

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（７）日常生活用具給付事業

重度の身体障がいの方、知的障がいの方、精神障がいの方、難病の方に対し、日常生活において実用性のある自立生活支援用具などを給付または貸与する事業です。

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。 【用具例】特殊寝台、特殊マット、入浴担架、移動用リフト等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性があるものです。 【用具例】入浴補助用具、Ｔ字状・棒状のつえ等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養などを支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。 【用具例】透析液加温器、ネブライザー（吸入器）等
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。 【用具例】携帯用会話補助装置、視覚障がい者用拡大読書器等
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。 【用具例】ストーマ装具（ストーマ用品等）、紙おむつ等
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。【用具例】手すり、スロープ等

※解説及び用具例は『日常生活用具給付等事業の概要』（厚生労働省）より

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	12	12	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	191	173	84	84	84	84
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

(8) 手話奉仕員養成研修事業

障がい者との交流に必要とされる支援者を養成するため、奉仕員養成研修を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は7月31日時点の数値

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	1	0	0	1	2	3
	延べ利用時間	6.5	0	0	7	14	21

※令和5年度は7月31日時点の数値

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進など、様々な活動の支援を行うものです。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	3	3	3
機能強化事業	人/年	0	0	0	1	2	3

※令和5年度は7月31日時点の数値

【任意事業】

（１）日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人などの日中における活動の場の確保と、障がいのある人などを介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業です。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業	箇所	4	3	3	5	6	7
	人/年	5	5	5	5	5	5

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（２）自動車改造費助成事業

自動車改造費助成事業は、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和５年度は７月３１日時点の数値

（３）巡回支援専門員整備事業

巡回支援専門員整備事業は、専門員が保育所などの施設を巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う事業です。

区分	単位	実績値			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
巡回支援専門員整備事業	人/年	15	25	14	15	17	19

※令和５年度は７月３１日時点の数値

第4部 計画の推進

1. 計画推進のために

(1) 「我がごと・丸ごと」の地域づくりに向けて

行政においては、障がい者施策だけではなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策などと連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。本計画の円滑な推進のため、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて「我がごと・丸ごと」の地域づくりに向けて検討を進めます。

(2) 連携・協力の確保

本町の障がい者施策を一体的かつ横断的に推進するために、庁内関係部局間の緊密な連携・協力を図ります。また、町単独では解決が困難な課題があることを踏まえ、国・県や上益城圏域の関係機関などとの広域的な連携体制の強化に努めます。

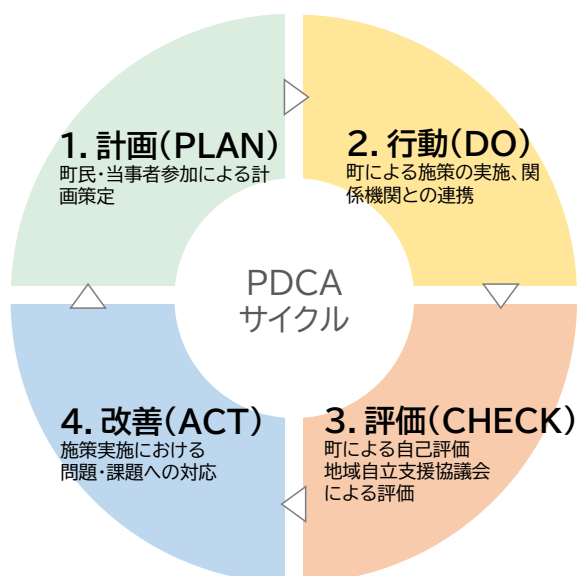
また、地域福祉の推進や生活環境の整備といった施策や障がい福祉サービスの提供などは、地域の協力が不可欠であることから、民生委員・児童委員、障がい者団体、障がい福祉サービスなどの事業者、その他関係機関などとのネットワークを活用し、計画の推進と障がい者を地域で支える体制づくりに努めます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

障がいのある方や家族会等との意見交換等を通じた点検・評価を検討します。

図表27:計画の進行管理イメージ



第5部 資料編

1. 委員名簿

	所属・役職名	氏 名	備 考
1	甲佐町 副町長	師富 省三	委員長
2	障がい者支援センターあゆの里 施設長	福島 正剛	
3	甲佐町民生委員・児童委員協議会 会長	森田 義勝	
4	甲佐町社会福祉協議会 事務局長	一圓 秋男	副委員長
5	NPO法人みふねでこぼこ会 理事長	栗原 秀子	
6	NPO法人子育て談話室 理事長	柴田 恒美	
7	松橋西支援学校高等部上益城分教室 教諭	島田 幸恵	
8	甲佐町精神障がい者家族会 甲佐みどり会 会長	小島 つや子	
9	甲佐町役場健康推進課 健康推進係長（保健師）	木村 真澄	

2. 用語集

◆あ行

○アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

○一般就労

障がい者が、一般企業などで労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばず、就労継続支援(B型)などで福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

○移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。障がい福祉サービス等においては、訪問系サービスの居宅介護における外出時の支援、同行援護、地域生活支援事業の移動支援事業等がある。

○医療的ケア児

呼吸のために気管切開をして機器を装着していたり、経管栄養を行ったりしているなど、日常的に医療ケアを必要とする子どものこと。

◆か行

○上益城圏域自立支援協議会

「障害者自立支援法」の規定に基づき、平成18年10月から設置され、行政、サービス提供事業者、教育関係者、保険・医療関係者等から構成される。相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりや関係機関のネットワーク構築等に関する協議の場としての機能を果たす。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

○強度行動障がい

噛みつき、頭突き等の直接的な他害や、睡眠の乱れや同一性の保持等の間接的な他害、自傷行為等が、通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

○筋萎縮性側索硬化症(ALS)

指定難病の一種で、筋肉を動かし、運動を行うための神経(運動ニューロン)に障がいを受け、手足、のど、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が萎縮し筋力低下をきたす病気。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難、言語障がい、嚥下障がい、呼吸障がいに及ぶ。

○グループホーム

障がいのある人が地域社会で共同生活を営む住居等。「障害者総合支援法」においては、共同生活援助と位置づけられている。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者や高齢者等が権利を侵害されることがないように、本人に代わって代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁し権利を擁護、表明を行うこと。

○高次脳機能障がい

交通事故やスポーツ事故等による頭部外傷や脳血管障がい等の疾病等によって脳に損傷を受け、後遺症として記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じることにより、日常生活及び社会生活に制約が生じる障がい。高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっている。

○合理的配慮

障がいのある人から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で対応すること。

◆さ行

○サービス等利用計画

障がい福祉サービス・障がい児通所支援を適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業所がサービス利用支援として作成する。

○肢体不自由

身体障がいの一つで、医学的には、発生原因がどうであるかは問わず、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に永続的な障がいがあるもの。

○児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への対応のため訓練を行う施設。

○自閉スペクトラム症

国際的に広く用いられる「精神障害の診断と統計マニュアル」(アメリカ精神医学会)で分類される診断。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい等を包含し、社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障がい、行動、興味、または活動の限定された反復的な様式が2つ以上あること等の条件により診断される。

○重症心身障がい

重度の身体障がい(肢体不自由)と重度の知的障がいが重複している状態。その状態にある者を重症心身障がい者(児)という。

○就労継続支援(A型・B型)

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。A型対象者は事業所との雇用契約に基づく就労が可能な方。B型対象者は事業所との雇用契約に基づく就労が困難な方。

○障害支援区分

障がいの程度(重さ)ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障がいの状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、審査会において審査判定される。障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために用いられ、市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、判定を行う。区分1から区分6の6区分が定められている。

○障がい者虐待

家族を含む養護者による障がい者への虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者への虐待及び使用者による障がい者への虐待をいう。虐待行為を防止することが、障がい者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待がある。

○障がい者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合（「法定雇用率」ともいう）。平成30年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められている。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付が義務づけられ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

○障がい者支援施設

施設に入所する障がい者に対し、入浴や排泄、食事などの介護、また、生活などに関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援など）を行う施設。

○障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

○障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成18年12月、第61回国際連合総会において採択され、日本は平成19年9月に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

従来の障害者自立支援法にかわる法律として平成25年4月に施行。障がい福祉サービスの提供、市町村障がい福祉計画の策定、障がい福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病患者等を含むこと等を定めている。

○身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態。「身体障害者福祉法」では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の五つに分類されている。

○身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定める障がい程度に該当すると証明するもので、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付され、手帳所持者は各種のサービスを受けられる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

○精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

○精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳所持者に対し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るための様々な支援策が講じられている。手帳の有効期間は2年で、等級は精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級がある。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、介護等のサービスの契約や財産管理等を本人の代理として行う等、その判断力を補い法律的に支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

○相談支援専門員

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う。

◆た行

○地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する。実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施する。

○地域障害者職業センター

公共職業安定所との密接な連携のもと、障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。全国47都道府県に設置されており、熊本県では熊本市に熊本障害者職業センターとして設置し、障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施している。

○知的障がい

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

○データヘルス計画

国の成長戦略として医療情報や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保険事業を実施する取り組みで、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。

○特別支援学級

心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服することを目的として設置される学級。「学校教育法」に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に設置することができる。

○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。

○特別支援学校

「学校教育法」に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

◆な行

○難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。特定の難病は「障害者総合支援法」の対象として障がい福祉サービス等の受給が可能であり、令和3年11月からは366疾病が対象となっている。また、難病のうち患者数等の要件を満たすものについては厚生労働省により「指定難病」と定められており、医療費助成等の対象となる。

○日常生活用具

障がい者等の日常生活の便宜を図るための用具。地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業では、特殊寝台、入浴補助用具、スローマ装具等の6種目で、障がい者等が安全かつ容易に使用できるものなどの要件を満たす用具の給付又は貸与を行っている。

○農福連携

障がい者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

◆は行

○発達障がい

「発達障害者支援法」上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。発達障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっている。

○バリアフリー

障がい者や高齢者が社会に参加する上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

○避難行動要支援者名簿

家族などの支援が困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方などが地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できることを目的に市町村が整備している台帳。

○ペアレントトレーニング

発達障がい等のある子どもを育てる保護者や養育者を対象とする、子どもとのかかわり方を学ぶプログラム。子どもの行動理解や子どもへの肯定的な働きかけ方等を学ぶことで、子どもの発達促進や行動改善、保護者の心理的なストレスの改善を目指す。

○ペアレントメンター

現在発達障がいのある子どもを育てている保護者に対して、自らも発達障がいのある子どもを育てた経験があり、その経験を活かして相談や助言を行う者。日本では、各都道府県等で実施している養成研修を受講した者がペアレントメンターとして活動している。

◆や行

○要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話し手の話す内容を要約し筆記し、文字として伝えること。要約筆記を行う者を要約筆記者といい、各都道府県等で養成プログラムが行われている。

○ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであることから、デザイン対象を障がいのある人に限定していない点が、一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

◆ら行

○ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯のそれぞれの段階。

○療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された者に交付される手帳。手帳所持者は、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は、各都道府県(政令指定都市を含む)において判定基準等の運営方法を定めて実施されている。

第5期甲佐町障がい者計画
第7期甲佐町障がい福祉計画
第3期甲佐町障がい児福祉計画

令和6年3月 発行

発行 甲佐町役場 福祉課 福祉係

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

TEL 096-234-1114
